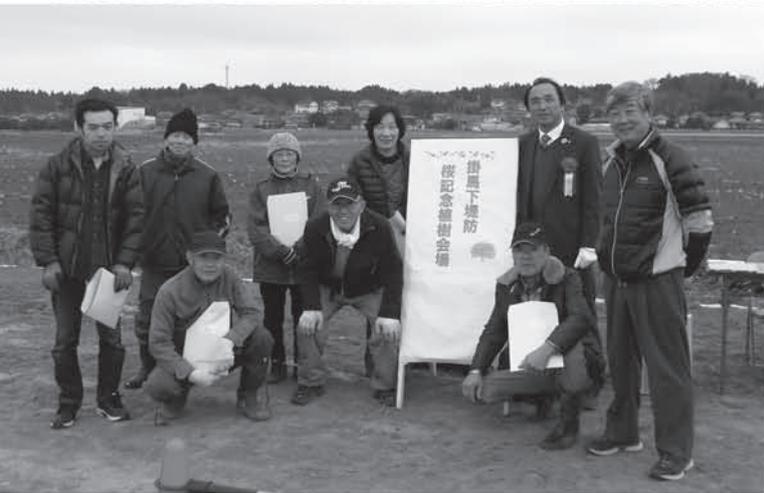


広報

160th ANNIVERSARY 町村合併60周年

あみ

人と自然が織りなす、輝くまち



主な内容

平成27年度の施策と予算……………	2
まい・あみ とくとかクーポン発売……	7
フレンドリータウンデイズ2015『阿見の日』……	9
公表します町職員の給与・定員管理等…	14
総合健診・住民健診の申し込みが始まります…	22

霞ヶ浦湖岸にて町村合併60周年等を記念した桜の植樹が行われました

3月15日(日)、島津小公園と掛馬堤防沿いの2か所に公益財団法人日本さくらの会より寄贈された桜の苗木が植樹されました。

公募による記念植樹の参加者は、植樹後に好きな言葉などを入れた記念プレートを掛け、記念撮影を楽しんでいました。

●平成 27 年度の施策と予算●

『阿見町第 6 次総合計画』による

『人と自然が織りなす、輝くまち』の創造

3月の町議会で可決された平成27年度の町の予算は、特別会計・公営企業会計を含む総額では297億2,060万6千円、前年度比7.1%の増。一般会計予算では154億5,900万円、前年度比6.2%の増となりました。今年度の主な施策と予算をお伝えします。

阿見町長 天田富司男

施政方針

私は、まちづくりの基本は『町民の良識が町政の常識である』との理念に立ち、より多くの皆様方のご意見を伺いながら、『笑顔のあふれるまちづくり』を進め、全力で町政運営にあたっております。

現在、『人口減少・超高齢社会』の中にあって、よりよい町を築いていくためには、この5年間が町の将来を左右する極めて重要な時期にあたることを考えており、第6次総合計画に基づく施策について、断固たる決意を持って進めてまいり所存であります。

厳しい財政状況にあります。さらなる行財政改革を進めるとともに、施策の選択と集中による財源の有効活用、基金の活用を通じ、諸施策の実現を図りたいと考えております。



主な施策の概要

新年度の主な施策について、第6次総合計画の体系により、概要をご説明いたします。

①人がつながるまちづくり

『町民参加の促進』と『コミュニティ活動の充実』につきましては、『協働のまちづくり』に引き続き取り組むとともに、活動拠点となる各行政区の集会施設の設定と適切な維持管理を支援してまいります。

『人権と平和の尊重』につきましては、この取り組みの中心となる予科練平和記念館の開館5周年記念式典を開催いたします。

『産学官連携』につきましては、茨城大学の『地(ち)(知)の拠点整備事業』において、町職員が講師として関わるほか、東京農業大学との連携においては、民間企業等を巻き込んださまざまな検討を進めてまいります。

▼町民の視点に立ったまちづくり

『財政の健全化』につきましては、公共施設の維持管理に關し、中長期的な課題を把握し、適切な対処を図るものと

して、『公共施設等総合管理計画』の策定に着手いたします。また、下水道事業、農業集落排水事業の経営状況の透明性を高めるため、地方公営企業法を適用する公営企業会計化に着手いたします。

『窓口サービスの向上』につきましては、庁舎耐震補強工事によるサービス低下を最小限とするため、各課職員が工夫を凝らした運営に努めてまいります。また、マイナンバー制度導入事務を円滑に行ってまいります。

『広報・広聴活動の充実』につきましては、町ホームページの更新に併せて、子育て支援、防災・防犯交通安全、観光物産などの分野で『一斉メール配信サービス』を開始することにより、情報伝達における即時性の確保、内容の充実を図ります。



▲新たなサービスを開始した町ホームページ

②人を育むまちづくり

健康と元気を支えるまちづくり

『町民の健康づくり』につきましては、健康寿命の延伸を目指し、町民の主体的な取り組みを推進、支援するとともに、おたふくかぜ予防接種費用の一部助成を新たに実施いたします。

『国民健康保険制度の適正な運営』につきましては、健康の自己管理を促し、医療費の抑制と適正化を図るため、特定健康診査や特定保健指導など、予防対策の充実と、ジェネリック医薬品の利用促進に引き続き取り組んでまいります。

『地域福祉の推進』につきましては、『阿見町地域福祉計画』の策定に取り組んでまいります。

『子供・子育て支援の充実』につきましては、家庭的保育事業所、小規模保育事業所の開設が予定されるとともに、中郷保育所、二区保育所・児童館の改修を行うてまいります。さらに、阿見小学校区放課後児童クラブ専用施設を建設し、高学年までの受け入れを実現いたします。

▼豊かな人づくり

『学校教育の充実』について、特色ある取り組みの一つにあげられる『スーパー食育スクール事業』は、さらに連携を強化し取り組んでまいります。また、

計画に基づく給排水および空調設備改修について、朝日中学校では改修工事、本郷小学校、阿見中学校では実施設計を行います。このほか、新小学校の実施設計に着手いたします。

▼いつでもどこでもだれでも学べるまちづくり

『生涯にわたって学べる環境づくり』につきましては、生涯学習事業と茨城大学農学部公開講座との連携による高度な学習機会を、新たに提供いたします。

『文化芸術活動の推進』につきましては、公民館やふれあいセンター等における、フロアコンサートを開催するなど、『音楽で元気にするまちづくり』を引き続き推進してまいります。

③暮らしを支えるまちづくり

総合的・計画的なまちづくり

『土地利用』につきましては、『都市計画マスタープラン』の策定とともに、長期未着手の都市計画道路のあり方の方向性を導きだしてまいります。さらには、土地利用促進等を図るための地区計画を定める『南平台区まちづくり事業』に着手いたします。

『市街地の整備』につきましては、荒川本郷地区での民間事業者による宅地開発を積極的に誘導してまいります。また、地区計画に基づく道路や新小学校開校に備えた通学路の整備を進

めてまいります。さらに、町内ネットワークを強化する『都市計画道路寺子・飯倉線』の整備に向け、路線測量および予備設計を実施いたします。



▲スーパー食育スクール事業の取り組み

『道路の整備および維持・管理』につきましては、年次計画による整備、維持補修や交通安全施設の整備、長寿命化に取り組みとともに、道路里親制度の普及を図り、町民との協働による維持管理を推進してまいります。

▼快適で住みよいまちづくり

『公園・緑地の整備および維持・管理』につきましては、県と連携し、阿見吉原土地区画整理事業地内の公園・緑地の整備を推進してまいります。また、公園・緑地里親制度を普及し、適正な維持管理に努めてまいります。

▼活力と賑わいの産業づくり

『農業の振興』につきましては、農地中間管理機構を活用した農

地集積・集約化を進めてまいります。また、産学官連携を進め、新商品開発や事業創出を実現し、安定した農業経営と生活基盤づくりに努めてまいります。

『商工業の振興』につきましては、プレミアム商品券販売の規模を拡大して実施いたします。また、企業立地奨励金の優遇拡充・P・R等により、企業の新規立地を促進してまいります。

『観光の振興』につきましては、地域観光資源に加え、大規模企業の工場見学施設設置による産業観光の充実を図り、町内への誘客に努めてまいります。また、『道の駅』については、事業性を検討する段階へと進めます。

④安全・安心のまちづくり

潤いのある生活環境づくり

『上水道の整備及び維持・管理』につきましては、配水管の新設整備、加入分担金の軽減措置を引き続き実施し、普及率の向上を図ってまいります。

『下水道の整備及び維持・管理』につきましては、長寿命化計画、自然災害に備えた業務継続計画の策定に着手いたします。

『河川・都市排水路の環境整備』につきましては、大雨時の冠水や浸水を解消する排水路整備を西郷地区内で進めてまいります。

▼町民の生命と財産を守るまちづくり

『地域防災対策の推進』につき

ましては、総合防災訓練を引き続き実施するとともに、実践的な災害対策知識や技能を身に付けた防災リーダーを育成し、地域防災力の強化を図ってまいります。また、防災行政無線の運用方法の周知とともに意識啓発を図る『防災ハンドブック』を各戸配布いたします。さらには、一定量の食料品、消耗品等の備蓄を計画的に進めてまいります。

▼環境を守り育むまちづくり

『地球環境の保全』における、環境負荷の軽減を図る取り組みとして、新たに住宅用LED照明設置助成を開始いたします。『生活環境の向上』につきましては、不法投棄防止のため、引き続き監視カメラ等を設置し、抑止力強化を図ってまいります。

『自然環境の保全』につきましては、国に登録した『湖(かわ)まちづくり計画』に基づき、国との連携を図りながら、湖岸の環境整備を進めてまいります。



▲防災訓練等による地域防災力の強化

平成27年度 阿見町の予算

平成27年度
予算総額

297億2,060万6千円

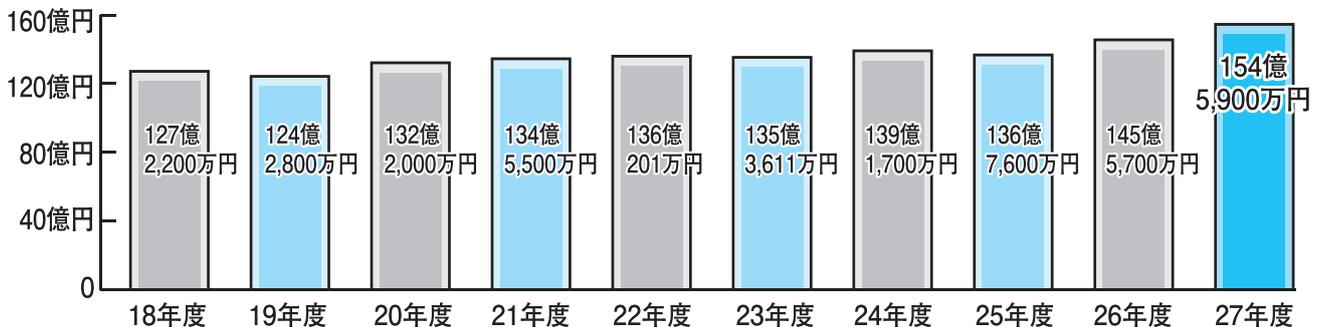
前年度比較 19億6,988万4千円 (7.1%) 増

▼内訳

会 計	平成27年度予算	平成26年度比較
一 般 会 計	154億5,900万円	9億200万円 (6.2%) 増
特 別 会 計	124億1,900万円	9億1,200万円 (7.9%) 増
国民健康保険特別会計	62億1,800万円	9億1,500万円 (17.3%) 増
公共下水道事業特別会計	23億3,700万円	2億7,700万円 (10.6%) 減
土地区画整理事業特別会計	900万円	600万円 (40.0%) 減
農業集落排水事業特別会計	1億6,800万円	100万円 (0.6%) 増
介護保険特別会計	29億3,300万円	2億3,800万円 (8.8%) 増
後期高齢者医療特別会計	7億5,400万円	4,100万円 (5.8%) 増
公営企業会計 (水道事業会計)	18億4,260万6千円	1億5,588万4千円 (9.2%) 増

●予算書および予算の概要は町ホームページでもご覧になれます

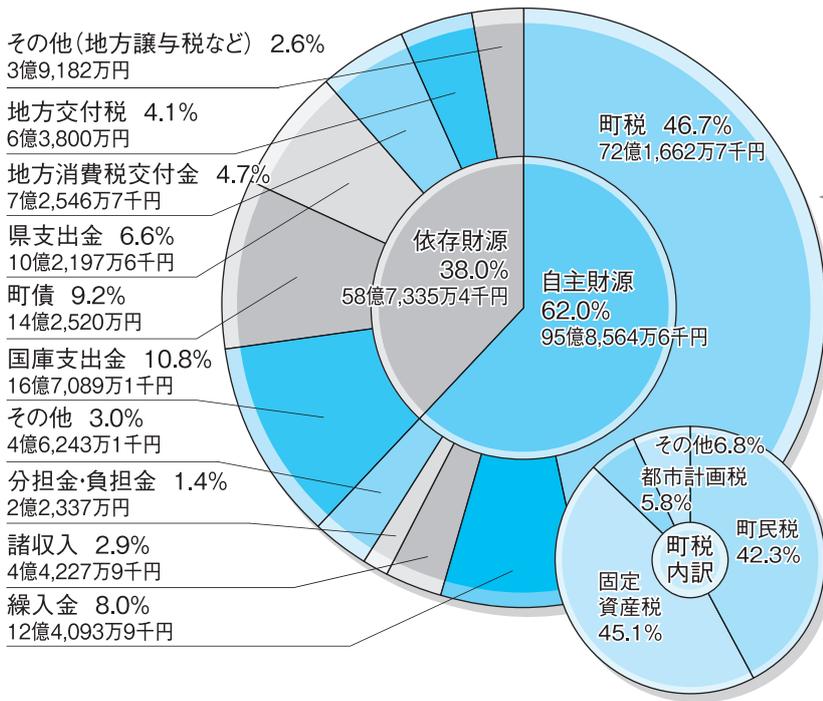
▼一般会計予算の推移



基金の現在高			町債の現在高	
基金等の名称	26年度末見込	27年度末見込	26年度末見込	
財政調整基金	37億2,010万円	25億9,867万1千円	26年度末見込	一般会計 131億2,848万7千円
減債基金	3億7,310万円	3億7,310万円		特別会計 82億8,089万8千円
その他の基金	24億1,919万4千円	22億9,987万2千円		水道事業会計 11億2,155万7千円
国民健康保険支払準備基金	2億8,000万円	2億8,000万円	27年度末見込	合 計 225億3,094万2千円
公共下水道整備基金	10万円	10万円		一般会計 133億6,368万7千円
介護給付費準備基金	1千円	1千円		特別会計 79億6,645万3千円
農業集落排水事業債減債基金	1億713万5千円	9,683万9千円		水道事業会計 11億9,352万4千円
土地開発基金 (現金)	360万円	360万円	合 計	225億2,366万4千円
合 計	69億323万円	56億5,218万3千円	※掲載金額は、平成27年3月31日時点での見込みです	

予 算

←一般会計予算歳入



▼自主財源と依存財源

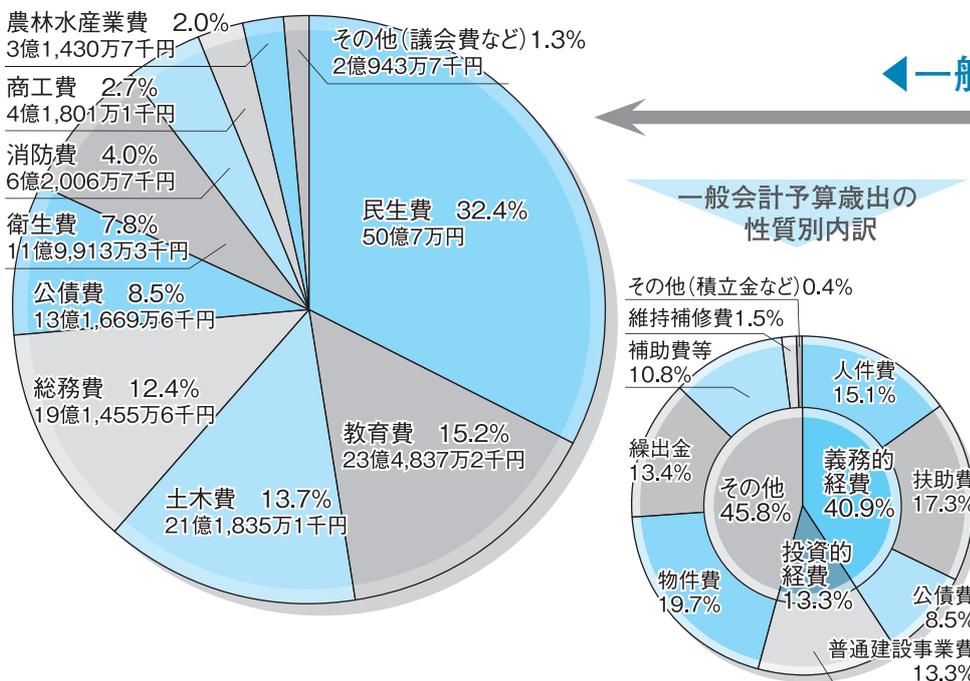
『自主財源』は、町が自主的に得られる財源で、町税・諸収入などです。

『依存財源』は、国や県から交付される財源で、地方交付税、国庫支出金、県支出金などです。

自主財源の割合が高いほど、安定した自主性のある行政運営が行えます。

町税では、固定資産税が評価替えの年に当たり、また、法人町民税率が12.3%から9.7%に引き下げとなった影響などにより、対前年度5千3百万円(△0.7%)の減。地方交付税では、地方消費税交付金の増による基準財政収入額の増加により、対前年度1億7千8百万円(△21.8%)の減。県支出金では、子ども子育て支援新制度の施行に伴う施設型給付費負担金の増などにより、対前年度1億3千1百万円(+14.8%)の増。繰入金では、財源調整のための財政調整基金繰入金の増により、対前年度7億6千8百万円(+162.3%)の増となっています。

←一般会計予算歳出



総務費では、庁舎耐震改修経費が増となる一方、事業規模の大きかった防災行政無線整備費が減となったことなどにより、対前年度3億4百万円(△13.7%)の減。民生費では、中郷保育所の空調設備改修費を新規計上したほか、認定こども園の開園等による管理運営事業が増したことにより、対前年度5億8千7百万円(+13.3%)の増。商工費では、阿見東部工業団地・阿見吉原地区に係る企業立地奨励金の増により、対前年度1億4千2百万円(+51.7%)の増。土木費では、事業規模の大きかった阿見吉原地区に係る公園緑地整備事業の減により、対前年度3千1百万円(△1.4%)の減。消防費では、消防広域化に伴う常備消防費の減などにより、対前年度1億6千8百万円(△21.3%)の減。教育費では、幼稚園に係る認定こども園支援事業の新規計上、朝日中学校の空調設備改修工事、本郷小学校プレハブ建設の増などにより、対前年度6億4千6百万円(+38.0%)の増となりました。

主な事業

人がつながるまちづくり

- さわやかフェア事業 310万1千円
町の健康・福祉・産業をPRするイベントの開催
- (新) 合併60周年記念式典事業 424万2千円
合併60周年記念式典を開催
- 庁舎耐震改修事業 2億1,413万9千円
役場庁舎の耐震補強工事
- (新) マイナンバーに関する窓口事務事業 1,641万2千円
通知カード・個人番号カード関連事務費負担金など
- 集会施設整備事業 2,138万4千円
集会施設の新築・修繕への助成
- (新) 大学公開講座連携委託事業 8万1千円
茨城大学農学部と連携し、良質かつ高度な学習機会の提供
- (新) 中央公民館吸収冷温水機改修事業 2,839万4千円
中央公民館の吸収冷温水機の改修
- (新) 中央公民館耐震補強工事事業 2億560万円
中央公民館の耐震補強工事

暮らしを支えるまちづくり

- 多面的機能支払交付金事業 2,782万2千円
農業生産基盤や農村環境の保全活動に取り組む組織への支援
- 特産品販売促進事業 541万円
移動販売車による特産品の販売・PR
- 阿見吉原土地区画整理事業 1億2,030万円
圏央道阿見東インターチェンジ周辺における都市基盤整備の推進
- 道路新設改良事業 2億2,253万8千円
生活道路の新設改良や排水整備、歩道整備等の危険箇所の改良
- (新) 特定地区道路整備事業 8,860万円
荒川本郷地区の道路整備、新設小学校の通学路の整備
- (新) 都市計画道路寺子・飯倉線整備事業 1,502万6千円
都市計画道路寺子・飯倉線の整備を推進
- 公園緑地整備事業 1億1,089万6千円
吉原土地区画整理事業地内の公園緑地の整備
- 道路橋梁維持補修事業 3億1,881万4千円
町道の維持・修繕、街路樹の管理など

人を育むまちづくり

- 元気わくわく支援事業 602万5千円
ひとり暮らし高齢者への給食サービス、愛の定期便など
- 地域型保育事業 4,337万4千円
待機児童解消等を目的とした家庭的保育事業の充実、小規模保育事業所の認可・運営費支援
- 放課後児童施設整備事業 8,979万2千円
阿見小学校放課後児童クラブの建設
- 障害者介護給付事業 4億1,250万5千円
障害のある人に必要な福祉サービスの提供
- 医療給付事業 3億6,995万2千円
小児・妊産婦・ひとり親家庭の母子および父子・重度心身障害のある人に対する医療費の一部助成
- 予防接種事業 1億1,137万円
感染症の予防のための知識の普及、予防接種の勧奨
- 新設小学校整備事業 6,418万9千円
本郷地区小学校建設のための実施設計
- 学校施設改修事業 1億8,745万5千円
朝日中学校設備改修工事(トイレ改修、エアコン設置)など
- (新) 給食管理システム事業 501万2千円
給食管理システムの更新
- (新) 開館5周年記念式典事業 94万3千円
予科練平和記念館開館5周年記念式典を開催

安全・安心のまちづくり

- 防災行政無線放送施設整備事業 1億887万円
災害情報を伝達する防災行政無線システムの整備・充実
- (新) 住宅用LED照明設置補助金交付事業 500万円
住宅用LED照明設置への補助
- 廃棄物対策強化事業 1,525万8千円
不法投棄監視カメラの設置、環境保全監視員の配置など
- 公共下水道整備事業 10億2,920万9千円
下水道管渠整備、荒川本郷調整池整備
- 第三次拡張事業 2億6,560万円
新設配水管路布設工事(基幹管路の整備・支管整備)

阿見町町村合併60周年記念

まい・あみ とくとくクーポン券

プレミアム付き商品券 6月2日(火) から発売開始!

町 商工会では、阿見町町村合併60周年記念20%プレミアムつき商品券を発売します(この商品券は町内店舗でのお買い物に使用できます)。この事業は、町内の消費拡大を図り商工業の振興と活性化につなげることを目的にして、地域住民生活等緊急支援交付金と町の補助を受けて実施するものです。皆さんのご利用をよろしく願います。

販売総額 **1億円**

クーポン券 販売価格 **10,000円**
 ご利用額面 **12,000円**
 内訳 **1000円券×8枚**
500円券×8枚
 ※うち6,000円分が大型店でも使用可能!

- ▼有効期間 6月2日(火)～9月30日(水)
- ▼販売場所 役場・商工会・町内数十箇所を予定
- ▼価格 1万円
- ▼その他 取扱店舗・クーポン販売所(割引販売対応)等については、5月中旬の町内回覧・5月下旬の新聞折込でお知らせします

とくとく情報

- 1 取扱店独自サービス
クーポン券ご利用のお客様に対する各店独自のサービスが受けられます。
- 2 スタンプラリー
AP加盟店でのクーポンご

利用に限り、お買物1千円毎にスタンプシールを1枚贈呈。これを5枚集めて応募すると抽選で1千円分のAP商品券をプレゼントします。

3 優先予約発売(総額5千万円)
 高齢者優先・町内在住の65歳以上の(昭和26年4月1日以前生まれ)

子育て家庭優先・町内在住の18歳未満の人がいる世帯(平成9年4月2日以降生まれ)および妊娠中の人

一般の人(右記以外の人)
 ▼購入限度額 一世帯5万円
 ▼申込期間 5月1日(金)～5月20日(水)必着

▼申込方法 区長を通じて配布の優先販売チラシの応募はがきをご利用ください。
 ※お手元にはがきがない場合は、商工会に応募用紙がありますのでお申し出ください

※お申し込みが総額を超えた場合には抽選になります

▼問合せ 町商工会(阿見町岡崎3-17-9) ☎88710552

シニア応援

とくとくクーポン券ご購入の際に『いばらきシニアカード』をご提示いただいた人には割引販売をさせていただきます。
 ※所定申込書への記入が必要です

●いばらきシニアカード
 県内在住の65歳以上の高齢者を対象に配布されるカードです。役場社会福祉課・うずら出張所で本人確認の上で配布しています。県内約1700店の協賛店舗があり、料金の割引やポイント加算などの優遇が受けられます。
 ▼問合せ: 役場社会福祉課 ☎888-1111(162)

とくとく
 クーポン券
 ☆購入補助☆
 割引額 **2,000円**

※各カード1枚につき1冊分が割引対象です



子育て家庭応援

とくとくクーポン券ご購入の際に『いばらき Kids Club カード』をご提示いただいた人には割引販売をさせていただきます。
 ※所定申込書への記入が必要です

●いばらき Kids Club カード
 県内在住の18歳未満のお子さんがある世帯や妊娠中の人を対象に配布されるカードです。役場児童福祉課・うずら出張所でお子さんの年齢等を確認の上で配布しています。県内約5300店の協賛店舗があり、料金の割引やポイント加算などの優遇が受けられます。
 ▼問合せ: 役場児童福祉課 ☎888-1111(177)

※シニア応援・子育て家庭応援のいずれも『カード協賛店』と『とくとくクーポン券取扱店』は、同じではありません

『障害のある人もない人も 共に歩み幸せに暮らすための 茨城県づくり条例』 が施行されました

障害福祉課（総合保健福祉会館内） ☎888-2943

目的

障害の有無に関わらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し合いながら共に生きる茨城県づくりをめざし、『障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県づくり条例』が4月1日に施行されました。

差別を解消するための基本理念を定め、障害の有無によって分け隔てられることなく誰もが個人の尊厳および権利が尊重され、住みなれた地域で社会を構成する一員として共に歩み幸せに暮らすことができる社会の実現を目指します。

町では、平成27年度から平成31年度までの5年間の計画期間とした、第3次阿見町障害者基本計画・障害福祉計画を策定しました。本計画は、障害のある人の人権を尊重し、障害のある人が地域社会の一員として自立し、人権の差別がなくすべての町民が安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指すための施策として積極的に取り組んでいきます。

町民および事業者の役割等

障害に対する差別を行ってはいけません。

●役割として次のことに努めなければなりません

- ▼障害のある人が地域の一員としてさまざまな活動に参加できるよう支援すること
- ▼障害についての理解を深め、差別を解消すること
- ▼障害のある人が、周囲に気兼ねなく支援を求められる社会環境を実現すること

●差別とは

- ▼障害のある人が障害があることを理由として、不当な差別的取り扱いを受けて権利を侵害されること
- ▼社会的障壁の除去の実施について合理的配慮をしない
 - ※社会的障壁…日常生活または社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物・制度・慣行・観念、その他一切のもの
 - ※合理的配慮…障害のない人と実質的に同等の生活を営むために、求めに応じて必要かつ適切な現状の変更または調整を行うこと（負担が過重になるものを除く）



相談窓口の設置



障害者が差別を受けた場合には、本人やその家族が、電話・ファクシミリまたは直接以下の相談窓口にご相談をすることができます。

●相談窓口『茨城県障害者差別相談室』

専門の相談員が相談を受け付けます。差別を解消するため、助言やあつせんを県知事に求めることができますのでご相談ください。個人情報については秘密を厳守します。

- ▼時間：午前9時～午後4時 ※土・日・祝日・年末年始を除く
- ▼場所：〒310-0851 水戸市千波町1918 茨城県総合福祉会館2階
- ▼電話番号：029-246-6049
- ▼ファクシミリ：029-246-6048（様式は自由）

●問合せ

県保健福祉部障害福祉課 ☎029-301-3357



鹿島アントラーズ FC フレンドリータウンデイズ 2015 『阿見の日』

企画財政課振興係 ☎888-1111 (222-719)

5月16日(土)

J1リーグ第12節 VS サンフレッチェ広島
午後3時00分キックオフ(開場:正午)
県立カシマサッカースタジアム

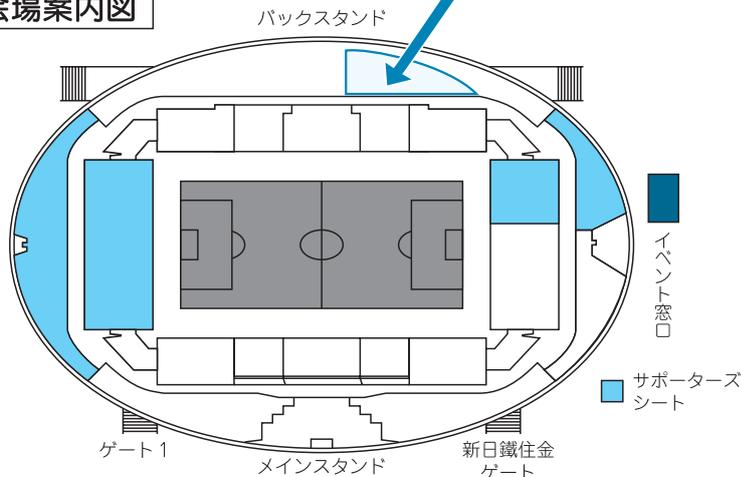
試合へのご招待・ご優待

中学生以下と65歳以上の人、ファンクラブ会員は無料でご招待します。また、町内に在住・在勤・在学の人を対象に、指定席またはサポーターズシートに1,000円でご優待します。4月下旬から役場(商工観光課・企画財政課など)、中央公民館、各地区公民館・ふれあいセンターで『チケット引換券』を配布します。また、下記の券面部分を切り離し、ご使用いただいても結構です。

当日は、この『チケット引換券』と町内在住・在勤・在学を証明できるものを持参のうえ、下図のイベント窓口にお越しください。指定席は先着順となります。

▼引換開始時間:午前10時30分から

会場案内図



町PRイベント

『まい・あみ・マルシェ』開催

▼時間:正午頃から

▼場所:2階イベント会場

スタジアム内2階バックスタンドコンコースのイベント会場において、特産品販売や芸能披露などの町PRイベントを実施します。ぜひご来場ください。

※会場は、町と千葉県香取市が共同で使用します

※イベント参加時の不可抗力によるけがなどについては責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください

20MF 柴崎 岳
しibusaki gaku
青森県出身

23DF 植田 直通
うへだ なおみち
熊本県出身

フレンドリータウンデイズ
阿見の日

2015明治安田生命J1リーグ1stステージ 第12節
鹿島アントラーズ
VS サンフレッチェ広島
2015 5/16(土) 15:00 キックオフ!!!

特別招待・優待
チケット引換券

© KASHIMA ANTLERS

町村合併60周年記念特別寄稿



町村合併60周年を迎えて

大室 立原 文子



小鳥のさえずる声に目をさまし、雨戸を開けると前面に緑の山。田んぼ、竹林、また北側には霞ヶ浦と、私は大室で生まれ育ち、現在も自然豊かな大室に住んでいます。特に霞ヶ浦は小さい頃から見て育ち、夏には泳いだり貝をとったりして遊びました。満月が昇る時、濃いオレンジ色の月の影が水面にゆらゆらと映る様は、何ともしとえ様もなく美しい光景です。そんな所で、私は生涯暮らしたいと思います。

私は、毎年恒例の花見の会に、高校時代のクラスメイトを二回程阿見町に誘いました。一回目は、茨大通り、役場、阿見小、阿見中周遊を散策し、見事に咲きほこる桜を堪能し、皆様に満足して帰りました。二回目は、武器学校の桜を見て、その後、予科練平和記念館を見学し、戦争の恐ろしさを身にしみて感じつつ、茨大通りの満開の桜並木を歩き、感嘆して帰りました。帰り際に「阿見町はとてもきれいでいい町だね。」と言っていました。

私は、小学校の教師として三十二年間勤務し、退職後は交通安全母の会の役員として警察の方々と安全協会の皆様のお世話になりながら、微力ながら交通事故防止に努めて参りました。ふり返りますと昭和三十年に阿見町が朝日村、君原村、舟島村と合併して六十年を迎えますが、私が勤務しはじめた頃は、道路が整備されず、自転車で通勤する途中、霜だけで車輪が回らなくなり、棒で泥を払い除けながら通つたのを思い出します。それが現在では、みるみるうちに道路が整備され、山や畑や田んぼだった所にアパートや住宅が建ち並び、福田、香澄の里に工業団地が誘致され、素晴らしい新しい道路が次々と開通し、他の市町村との行き来も便利になりました。それに伴い、アウトレット等の大型店の出店、その変容ぶりは目をみはるばかり。合併した当時の人口は、二万三千人弱だそうですが、現在は間もなく五万人に達する勢い、また医療関係にしても東京医大病院、医療大附属病院、開

業医の数も増え、大変心強く感じます。

各公民館では、色々な講座が開かれ、自分の好きな講座を選択し楽しく学ぶことができ、また各小学校にふれあい地区館があり、学習、レクリエーション、伝統文化の継承など、企画運営をすべて町民がお互いにアイデアを出し合つて楽しく活動しています。また運動公園や町民体育館でのクラブ活動やスポーツ大会なども盛んな様子、音楽会や芸能発表会なども楽しみのひとつです。しかし、町の発展は大変喜ばしいことですが、地区によって特に高齢者など、その様な場所に出向くには交通の不便を感じます。

今後、合併六十周年を契機として、阿見町が益々発展していくことを期待しています。



立原文子ちゃん

昭和27年～34年(阿見小)、昭和34年～35年(木原小)、昭和35年～47年(君原小)、昭和47年～59年(阿見小)、32年間小学校教師として奉職され、退職後は、交通安全母の会の役員などを通じ、町の発展に貢献されています。

鹿島アントラーズFCフレンドリータウンデイズ2015

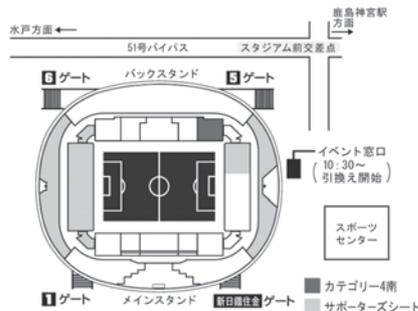
『阿見の日』チケット引換券(裏面)



切り取り

Friendly Town Days

- この券は2015年5月16日(土)2015明治安田生命J1リーグ 1stステージ 第12節 サンフレッチェ広島戦の特別招待・優待チケット引換券です。(カテゴリー4南(先着順)またはサポーターズシートとなります。)
- この引換券がご利用できるのは阿見町在住、在勤、在学の方となります。
 - ご招待対象者(無料) アントラーズファンクラブ会員・小中学生・65歳以上の方
 - ご優待対象者(1,000円) 上記項目に該当しない阿見町在住、在勤、在学の方
- 当日、観戦されるご本人様が阿見町在住・在勤・在学であることを証明するものをご持参ください。(例:運転免許証、保険証、学生証など)
- キックオフ時間は変更になる場合があります。下記へお問い合わせください。
- カシマスタジアム以外の会場へ変更となった場合、本券は無効となります。
- 試合当日、本券ご持参の上、イベント窓口にお越しください(引換え開始時間は10:30からとなります)。



○でかこんで下さい
招待：小中学生・65才以上・ファンクラブ会員
優待：一般阿見町 在住・在勤・在学

■本件に関する問合せ先:鹿島アントラーズコールセンター
電話 0299-82-5555 (10:00~16:00)

切り取り

切り取り

消費者コーナー

『町消費生活センターだより』 27年度・第1回



平成 26 年度の消費生活相談状況

- ▼平成 26 年度の相談受付件数:299 件 ※平成 25 年度は 306 件
- ▼契約者の性別 男:158 人 女:134 人 その他(不明・団体企業):7 件
- ▼契約者の年齢

20 歳未満	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳	80 歳以上	不明	計
7 名	14 名	40 名	48 名	35 名	49 名	49 名	37 名	20 名	299 名

▼相談件数が多かった主な相談内容

順位	商品・サービス名	件数	相談内容
1	デジタルコンテンツ	51	▼アダルトサイトの年齢確認をクリックしたら、登録完了画面になり、登録料を請求された。その後請求画面がどうしても消えない
2	融資サービス	33	▼消費者金融数社から高額な借入をしたが、生活が苦しく返済できない。税金も滞納している ▼太陽光発電関連の社債を勧誘され断ると名義を貸してと言われた
3	商品一般	26	▼身に覚えのない民事訴訟のはがきが送られてきた ▼和解代行業者から料金を払わなければ裁判をすとのメールが届いた
4	工事・建築	11	▼インターネットで探した業者とリフォーム工事の契約をしたが信用できるか
5	不動産貸借	10	▼賃貸マンションを退去する際、高額な修繕費を請求された ▼更新料は支払わなければならないか

消費者庁からのお知らせ

- 5 月は消費者月間です。今年度のテーマは

『みんなでつくろう！ 消費者が主役の社会!!』

消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成に向けた取り組みの促進を図っていきます。

『みんな』とは消費者、消費者団体、事業者、事業者団体を含めた社会経済すべての主体を意味します。また、行政も横の連携を強化していくことが不可欠です。

行政を含む多様な主体の連携協働が促進され、新たな取り組みが展開されていくように支援します。



問い合わせ：▼町消費生活センター ☎ 888-1871 (ファクシミリ兼用 / 月～金曜日の午前 9 時～午後 4 時) ▼商工観光課 ☎ 888-1111 (171)

子育て支援事業 の取り組み



児童福祉課 ☎888-1111 (168-708)

平成 27 年 4 月から新制度開始にともない新しい施設が増えましたのでご紹介します。

新しい施設の種類

認定こども園	幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持つ施設です。3 歳以降は保育時間を確保しながら、幼稚園の教育を受けることができます
小規模保育事業所	少人数（定員 19 人）対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細やかな保育を行います

町内の保育施設

保護者が働いているまたは病気などで保育ができない場合にお子さんを預かり保育するところで、平成 27 年 4 月から公立保育所・私立保育園・認定こども園・小規模保育事業所・家庭的保育事業所で保育事業を実施しています。

施設名	施設の種類	所在地	電話番号	定員	保育年齢
中郷保育所	公立保育所	阿見 4002-5	887-3331	150 人	生後 8 週～ 5 歳
南平台保育所		南平台 1-31-6	840-2081	100 人	
二区保育所		うずら野 1-29-1	841-2301	115 人	
あゆみ保育園	私立保育園	阿見 4958-5	888-3681	150 人	生後 3 か月～ 5 歳
阿見ひかり保育園		曙 247-1	879-5155	120 人	生後 8 週～ 5 歳
さくら保育園		荒川本郷 2033-336	896-3678	160 人	
阿見認定こども園	幼保連携型認定こども園	阿見 5205-2	887-7388	190 人	生後 3 か月～ 5 歳
認定こども園 ふたば幼稚園	幼稚園型認定こども園	岡崎 3-2-1	887-0055	180 人	3 歳～ 5 歳
認定こども園 阿見みどり幼稚園		鈴木 25-10	887-7471	280 人	
小規模保育園 虹いろキッズ	小規模保育事業所	鈴木 59-4	893-2273	19 人	生後 3 か月～ 2 歳
まるこのおうち	家庭的保育事業所	廻戸 272-3	090-7946-1263	3 人	生後 6 か月～ 2 歳
おとまーち		中郷 2-20-4	090-3699-7784	3 人	

※認定こども園の定員には、教育（幼稚園）部分を含みます

▼開所（園）時間

保育短時間 8 時間、保育標準時間 11 時間を各施設で設定しています。11 時間以上開所（園）している施設（延長保育）や保育短時間のみの施設もあります。

●一時保育事業

保護者の急病や断続的勤務または冠婚葬祭や育児疲れ等の私的理由などにより、一時的に保育が困難となる場合、保育施設で一時的に保育する事業です。希望先の保育施設の行事等により、受け入れできない場合がありますのでご了承ください。

実施場所	公立保育所・私立保育園・幼保連携型認定こども園・小規模保育事業所
対象	▼公立保育所:町内に住民登録している満1歳以上から就学前までの児童 ▼私立保育園・幼保連携型認定こども園:満1歳以上から就学前までの児童(別途条件を設定している場合もあります) ▼小規模保育事業所:生後6か月以上から3歳まで(3歳になる年度の3月31日まで)
利用料金	児童1人あたりの料金(食事・おやつ代含む) ▼公立保育所・私立保育園・幼保連携型認定こども園:2,000円 ▼小規模保育事業所児童:①生後6か月～1歳未満2,500円 ②1歳以上～3歳2,000円
申込方法	▼公立保育所 ▼利用を希望する保育所に電話予約をします(予約は1ヶ月前から可能) ▼初回利用の場合は利用の前に面接が必要です ▼予約がとれたら児童福祉課に一時保育申込書を提出します ▼私立保育園・幼保連携型認定こども園・小規模保育事業所 ▼各実施場所にお問合せください
問合せ	各実施場所にお問い合わせください ※公立保育所については児童福祉課☎888-1111(168・708)

●病後児保育事業

病後児保育とは、病気や怪我の回復期にある児童について、保育園などの集団生活には適していないが、保護者の仕事や病気・怪我・冠婚葬祭などのやむを得ない理由により家庭で看護できない場合に、一時的にお預かりして保護者の子育てと就労の両立を支援する事業です。

実施場所	阿見ひかり保育園・さくら保育園
対象	下記の①②のどちらも該当する児童 ①町内に住民登録している児童または実施場所に在籍している児童 ②4月2日時点で1歳に到達している児童
利用料金	児童1人につき2,000円
注意点	▼病気や怪我の状態によっては、お受けできない場合もありますのでご了承ください ▼利用する場合は、事前に病院の受診が必要となります ▼病院を受診される前に、実施場所にご確認ください
問合せ	各実施場所にお問い合わせください ▼阿見ひかり保育園☎879-5155 ▼さくら保育園☎896-3678

●ファミリーサポートセンターサービス

地域の育児に関する相互援助活動により、安心して子どもを育てる環境づくりと、女性の社会参加を支援するため“たすけあいの心”を持った地域の人々の協力により行う、会員方式の有料の福祉サービスです。

▼サービスの内容

- ① 保育施設の保育の前後の子どもの預かり
- ② 保育施設までの送迎
- ③ 学校の放課後の子どもの預かり
- ④ 軽度の病気で学校・保育施設に通えない子どもの世話
- ⑤ 親等が病気、通院の際の子どもの預かり
- ⑥ 親が外出の際の子どもの預かり
- ⑦ 産前・産後の家事援助、乳幼児の世話
- ⑧ その他会員間で行う相互援助活動としてふさわしいサービス

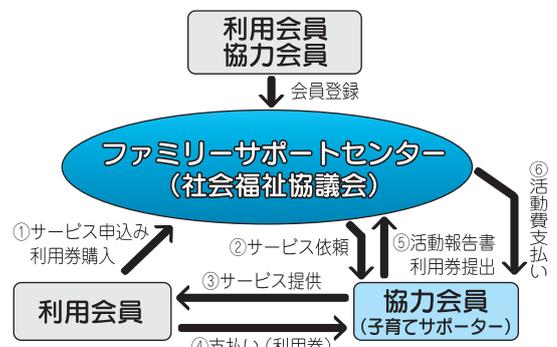
▼利用時間および料金

利用時間	午前7時～午後9時
利用料金	1時間あたり800円

※午後7時～9時は要相談

※延長料金は30分未満400円、30分以上は1時間分となります

▼問合せ:町社会福祉協議会☎887-0084



▲ファミリーサポートセンターサービスの流れ

公表します

町職員の給与・定員管理等

総務課職員係 ☎888-1111(211)

1. 総括

① 人件費の状況 (平成 25 年度普通会計決算)

住民基本台帳人口	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	平成 24 年度の 人件費率
47,313 人 (平成 26 年 3 月 31 日)	13,914,267 千円	766,348 千円	2,774,943 千円	19.9%	18.5%

(注) 人件費には特別職に支給される給料・報酬などを含みます

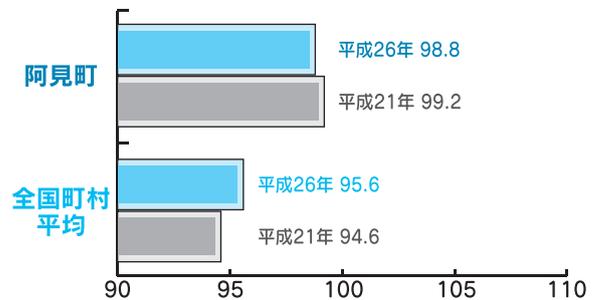
② 職員給与費の状況 (平成 25 年度普通会計決算)

職員数 (A)	給 与 費				1 人当たり 給与費 (B/A)
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
324 人	1,151,423 千円	180,248 千円	433,208 千円	1,764,879 千円	5,447 千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません
 2 職員数は、平成 25 年 4 月 1 日現在の人数です
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員 (再任用「短時間勤務」) の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません

③ ラスパイレス指数の状況 (各年 4 月 1 日現在)

区 分	指 数	
	平成 21 年	平成 26 年
町	99.2	98.8
全国町村平均	94.6	95.6



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を 100 とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です
 2 類似団体平均とは、人口規模・産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです

2. 職員の平均給与月額、初任給等の状況 (各項目とも平成 26 年 4 月 1 日現在)

① 職員の平均年齢、平均給料月額および平均給与月額の状況

▼一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
町	41.8 歳	323,500 円	389,046 円	346,056 円
国	43.5 歳	335,000 円	—	408,472 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、4 月 1 日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当・通勤手当・住居手当・時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、『地方公務員給与実態調査』において公表されているものです。また「平均給与月額 (国ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース (= 時間外勤務手当等を除いたもの) で算出しています。

2. 職員の平均給与月額、初任給等の状況（各項目とも平成26年4月1日現在）《続き》

▼技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国ベース)
町	54.3歳	315,500円	330,121円	323,400円
うち用務員	55.3歳	320,100円	329,608円	326,531円

(注) 3 技能労務職の民間との比較において、年齢・業務内容・雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません

② 職員の初任給の状況

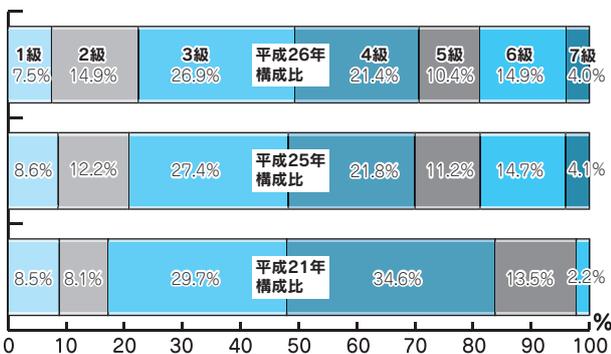
区分		町	国
一般行政職	大学卒	174,200円	174,200円
	高校卒	142,100円	142,100円
技能労務職	高校卒	139,500円	—
	中学卒	131,500円	—

③ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

区分		経験年数 10年以上 15年未満	経験年数 15年以上 20年未満	経験年数 20年以上 25年未満
一般行政職	大学卒	282,100円	322,100円	360,900円
	高校卒	214,600円	300,800円	333,400円
技能労務職	高校卒	該当者なし	該当者なし	該当者なし
	中学卒	該当者なし	該当者なし	該当者なし

3. 一般行政職の級別職員数等の状況

① 一般行政職の級別職員数の状況（平成26年4月1日現在）



区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事	15人	7.5%	137,600円	244,900円
2級	主事	30人	14.9%	187,700円	308,000円
3級	主任	54人	26.9%	224,600円	354,700円
4級	係長	43人	21.4%	263,500円	388,300円
5級	課長補佐	21人	10.4%	290,700円	400,600円
6級	課長	30人	14.9%	322,100円	422,600円
7級	部長・次長	8人	4.0%	367,500円	456,200円

(注) 平成22年に6級制から7級制に変更しています（旧給料表を一級一職制に整理）

(注) 1 町の給与と条例に基づく給料表の級区分による職員数です
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です

② 昇級への勤務成績の反映状況：一律支給

4. 職員手当の状況

① 期末手当・勤勉手当（平成 25 年度）

区分	町		県		国	
平均支給額	1人当たり平均支給額 1,399千円		-		-	
支給割合	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
	2.60月分 (1.45月分)	1.35月分 (0.65月分)	2.60月分 (1.45月分)	1.35月分 (0.65月分)	2.60月分 (1.45月分)	1.35月分 (0.65月分)
加算措置の状況	職制上の段階・職務の級等による 加算措置 役職加算 5～15%		職制上の段階・職務の級等による 加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%		職制上の段階・職務の級等による 加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%	

(注) 1 ()内は、再任用職員に係る支給割合です

2 勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)は、一律支給です

② 退職手当（平成 26 年 4 月 1 日現在）

区分	町		国		
	自己都合	勤奨・定年	自己都合	勤奨・定年	
支給率	勤続 20 年	21.62 月分	27.025 月分	21.62 月分	27.025 月分
	勤続 25 年	30.82 月分	36.570 月分	30.82 月分	36.570 月分
	勤続 35 年	43.70 月分	52.440 月分	43.70 月分	52.440 月分
	最高限度額	52.44 月分	52.440 月分	52.44 月分	52.440 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2～20%加算		定年前早期退職特例措置 2～20%加算		
1人当たり平均支給額	19,961千円		-		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成 25 年度に退職した職員に支給された平均額です

③ 時間外勤務手当

支給実績(平成 25 年度決算)	67,596千円
職員 1 人当たり平均支給年額(平成 25 年度決算)	439千円
支給実績(平成 24 年度決算)	55,803千円
職員 1 人当たり平均支給年額(平成 24 年度決算)	362千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます

④ その他の手当（平成 26 年 4 月 1 日現在）

手当名	内容および支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(平成 25 年度決算)	支給職員 1 人当たり平均支給年額(平成 25 年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000 円	同じ	-	24,692 千円	218,512 円
	配偶者扶養の場合第 1 扶養者 6,500 円				
	配偶者非扶養の場合第 1 扶養者 6,500 円				
	配偶者なしの場合第 1 扶養者 11,000 円				
	特定期間(16～22歳)の加算額 5,000 円				
住居手当	借家:月最高限度額 27,000 円	同じ	-	11,220 千円	287,692 円
通勤手当	公共交通機関利用者/定期券代等の実費:月最高限度額 55,000 円 自動車等利用者/通勤距離片道 2km 以上の場合に距離に応じて 2,000～31,600 円	同じ	-	7,853 千円	54,538 円
管理職手当	支給対象職員:部長 65,000 円 課長 40,000 円 施設長 30,000 円など	異なる	役職における手当額が異なる	19,404 千円	510,639 円

(注) 管理職手当については、平成 16 年 7 月 1 日から 20%削減しています。

5. 特別職の報酬等の状況 (平成 26 年 4 月 1 日現在)

区 分		月 額		
給料	町 長	722,000 円	期末手当	平成 25 年度 支給割合 2.95 月分
	副町長	585,000 円		
報酬	議 長	369,000 円		
	副議長	330,000 円		
	議 員	313,000 円		
退職 手当	(算定方式)		(1 期の手当額)	(支給時期)
	町 長	給料月額×在職年数×550/100	15,884,000 円	任期毎
	副町長	給料月額×在職年数×310/100	7,254,000 円	任期毎

(注) 1 退職手当(1 期の手当額)は、4 月 1 日現在の給料月額および支給率に基づき、1 期(4 年= 48 月)勤めた場合における退職手当の見込額です

(注) 2 町長給料 15%削減、副町長・教育長給料 10%削減を平成 17 年 7 月 1 日から実施しています

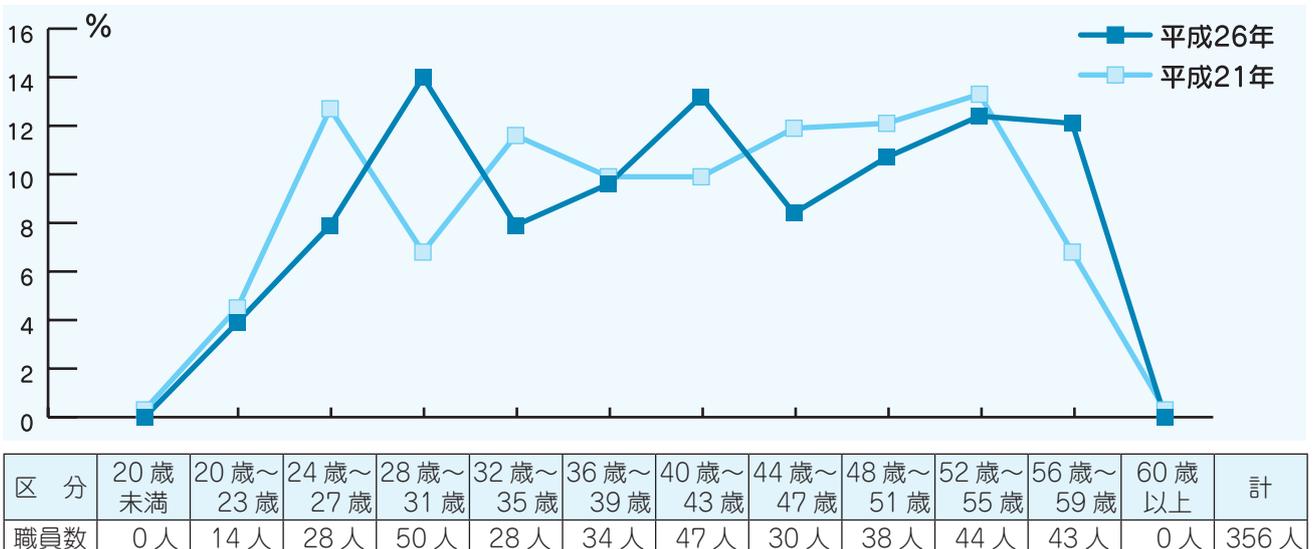
6. 職員数の状況

①部門別職員数と主な増減理由 (各年 4 月 1 日現在)

区 分		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由	
部 門		平成 25 年	平成 26 年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	3 人	3 人	0	
		総 務	58 人	63 人	5	情報政策、営繕、防災業務の充実等による増
		税 務	24 人	23 人	▲ 1	育児休業職員復帰による他部門への異動
		民 生	69 人	71 人	2	児童福祉、保育業務の充実等による増
		衛 生	24 人	23 人	▲ 1	放射能対策業務の縮小による減
		農林水産	11 人	11 人	0	
		商 工	5 人	6 人	1	県職員の派遣期間満了による補充による増
		土 木	28 人	27 人	▲ 1	公営住宅管理業務委託等による減
		小 計	222 人	227 人	5	<参考> 人口 1 万人当たり職員数 ▼町:48.0 人 ▼類似団体:51.41 人
		教育部門	38 人	38 人	0	
	消防部門	64 人	64 人	0		
	小 計	324 人	329 人	5	<参考> 人口 1 万人当たり職員数 ▼町:69.5 人 ▼類似団体:67.51 人	
会 営 企 業 等 公 司	水 道	4 人	4 人	0		
	下 水 道	7 人	6 人	▲ 1	下水道業務合理化等による減	
	そ の 他	19 人	17 人	▲ 2	欠員不補充、育児休業復帰に伴う他部門異動等による減	
	小 計	30 人	27 人	▲ 3		
合 計		354 人 [470 人]	356 人 [470 人]	2	<参考> 人口 1 万人当たり職員数 75.2 人	

(注) 1 職員数は、一般職に属する職員数です 2 [] 内は、条例定数の合計です

②年齢別職員構成の状況 (平成 26 年 4 月 1 日現在)



6. 職員数の状況《続き》

③定員管理の数値目標および進ちょく状況

▼平成 23 ～ 32 年度における定員管理の数値目標

平成 23 年 4 月 1 日 職員数 (消防を除く)	平成 32 年 4 月 1 日 職員数 (消防を除く)	純減数	純減率
293 人	278 人	15 人	5%

▼町行政改革大綱における定員管理の数値目標

計画期間		数値目標
始 期	終 期	
平成 23 年 4 月 1 日	平成 32 年 4 月 1 日	5%の純減

7. 公営企業職員の状況 (水道事業)

①職員給与費の状況

▼決算 (平成 25 年度)

総費用 A	純損益または 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員 給与費比率 B/A	平成 24 年度の総費用に 占める職員給与費比率
912,013 千円	50,141 千円	28,193 千円	3.1%	3.2%

職員数 A	給 与 費				1 人当たり給与費 B/A
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
4 人	14,985 千円	2,644 千円	5,791 千円	23,420 千円	5,855 千円

- (注) 1 職員手当には、退職給与金を含みません
2 職員数は、平成 26 年 3 月 31 日現在の人数です

②職員の基本給、平均月収額および平均年齢の状況 (平成 26 年 4 月 1 日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
水道事業	47.0 歳	360,951 円	508,107 円
一般行政職	41.8 歳	323,500 円	466,339 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当などを含みます

③職員の手当の状況

▼期末手当・勤勉手当 (平成 25 年度)

区分	水道事業	一般行政職
1 人当たり平均支給額	1,448 千円	1,399 千円

(注) 支給割合および加算措置は、一般行政職と同じです

▼退職手当 (平成 25 年 4 月 1 日現在)

	水道事業		一般行政職		
	自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年	
1 人当たり平均支給額	—	—	1 人当たり平均支給額	9,831 千円	22,494 千円

- (注) 1 支給割合および加算措置は、一般行政職と同じです
2 一般行政職の退職手当の 1 人当たり平均支給額は、平成 25 年度に退職した職員に支給された平均額です

▼時間外勤務手当

支給実績 (平成 25 年度決算)	1,310 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (平成 25 年度決算)	437 千円
支給実績 (平成 24 年度決算)	221 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (平成 24 年度決算)	74 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます

▼その他の手当 (平成 26 年 4 月 1 日現在) (※)は平成 25 年度決算の額です

手当名	内容および支給単価	一般行政職の 制度との異同	一般行政職の制 度と異なる内容	支給実績 (※)	支給職員 1 人当たり 平均支給年額 (※)
扶養手当	一般行政職と同じ	同 じ	—	541 千円	270,500 円
住居手当	一般行政職と同じ	同 じ	—	54 千円	54,000 円
通勤手当	一般行政職と同じ	同 じ	—	117 千円	38,860 円
管理職手当	一般行政職と同じ	同 じ	—	473 千円	472,800 円

問い合わせ：総務課職員係 ☎888-1111 (211)

阿見町の地域貢献・ 社会貢献活動団体



町民活動センター ☎888-2051 / 町民活動推進課 ☎888-1111 (272)

『町民活動センター』は、町民の皆さんの社会貢献活動、いわゆる『市民活動』を支援しながら、市民活動団体と個人のボランティアをつなぐお手伝いをしています。市民活動団体の自主的な運営をサポートするほか、市民活動団体・企業・行政等の異なる特徴を持つ各主体が連携しやすい環境をつくり、協働によるまちづくりを推進しています。

「筑見区自治会」の福祉活動

筑見区は、昭和44年の高度経済成長期に宅地開発が進み、昭和46年から入居が始まり、現在373世帯が暮らす住宅団地です。当初、地元の農村集落地区の行政区に含まれていましたが、住民主体で活動する地域づくりの機運が高まり、昭和51年4月に自主的に自治会を組織しました。その後、昭和55年10月に新行政区として『筑見』が定められ『筑見区自治会』となりました。

筑見区では同世代の人が短期間に入居されたため、その後の高齢化が一挙に進み、高齢化率は32%を超えています。このような状況を踏まえて、ボランティア主体による福祉活動を行ってきましたが、今後の福祉のあり方を検討する『筑見福祉計画策定委員会』を設置し、平成23年3月に『筑見福祉計画(ガイドライン)』を策定し、4項目の目標を定めて、さまざまな福祉事業を実践しています。



▲筑見福祉計画を表したパンフレット

●筑見福祉計画(ガイドライン)

①支え合い、助け合いのあるまち

- ▼病院や駅などの外出の際の送迎システム「ふれあい」
- ▼食料品、日用品などの買い物支援
- ▼1人暮らし、高齢世帯、認知症の方への声かけ、見守り

②みんなでふれ合える場のまち

- ▼防災倉庫を活用した子育てサロン、シルバーサロン、喫茶室の開設
- ▼うた声やDVD鑑賞会などのふれあい交流会の実施

③健康で生きがいの持てるまち

- ▼高齢者の健康維持を支える活動として「筑見いきいき」
- ▼共同菜園作り、「シルバーリハビリ体操」の実施
- ▼「シルバークラブ」活動の推進、地域貢献活動への取り組み

④安全・安心に暮らせるまち

- ▼高齢者等を支援するためタウンページ方式による「つくみ支え合い」
- ▼災害時要援護者や高齢者の安否確認システムの確立
- ▼悩みごと・心配ごとの相談窓口の開設

住民間の相互扶助体制によって福祉活動を実施していることが評価され、平成25年1月に常陽新聞厚生文化事業団の『福祉・文化顕彰』を受賞しました。さらに、平成26年2月には、『地域づくり総務大臣賞』を受賞しました。

そしてこの度、一般財団法人地域活性化センターが、筑見区自治会の活動を地域活性化の成功事例とし、動画を作成しました。ぜひご覧ください。

●『地域づくりTV - YouTube』

<http://www.youtube.com/user/chiikidukuri>

問 合 せ 筑見区自治会長 中川純一 ☎842-6395 中本三千洋 ☎843-0710

軽自動車税 減免手続き・税率改正

(平成 28 年度以降)

問い合わせ 税務課 ☎888-1111 (156)

心身に障害のある人が使用する軽自動車、二輪車などについて、一定の要件を満たす場合、申請により軽自動車税の減免(免除)を受けられる制度があります。

■障害者減免

4月1日現在身体障害者手帳などの交付を受けている障害者の通学・通院・通所もしくは生業に専ら使用する車両で、次の要件を満たしているもの

▼対象となる障害等級

- ① 身体障害者手帳 下記の表をご参照ください
- ② 戦傷者手帳 税務課にお問い合わせください
- ③ 精神障害者福祉手帳 障害等級が1級のうち、自立支援医療受給者証(精神通院)または医療福祉費受給者証(マル福)の交付を受けている人もしくは当該障害のため通院している人
- ④ 療育手帳 判定がAまたはA

▼対象となる運転者

- ① 障害者本人
- ② 障害者と生計を一にする人(同居または健康保険や税法上で扶養関係がある人等)
- ③ 常時介護している人(障害者のみの世帯または70歳以上の人もしくは未成年者と障害者のみで構成される世帯が所有する車両を週に3日以上介護している人)

- ※減免申請できるのは障害者一人につき、普通自動車を含めて一台に限ります
- ※法人名義・リース・営業用(黒ナンバー)の車両は、減免の対象とはなりません
- ※軽自動車税の減免を受けていると福祉タクシー券は申請できません

■構造減免

構造が専ら身体障害者などの利用に供するための構造を有する車両で、車検証の車体の形状欄に「車いす移動車」、「身体障害者輸送車」などの記載がある特殊用途軽自動車(8ナンバー車)

■公益減免

専ら公益事業の用に供すると認められる車両
※個人名義、リース車両は減免の対象とはなりません

▼申請受付期間

納税通知書(5月中旬発送予定)が届いてから、納期限(6月1日)までです。軽自動車税納税通知書(原本)・障害者手帳(原本)など・車検証(コピー可)・運転する人の運転免許証・納税義務者の認印・窓口申請に来る人の身分証明書をお持ちください。

対象となる身体障害の程度

障害の区分		障害の級数(程度)
視覚障害		1級から4級までの各級
聴覚障害		2級および3級
平衡機能障害、音声障害(喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る)		3級
上肢不自由		1級および2級
下肢不自由	障害のある人が運転する場合	1級から6級までの各級
	生計を一にする人または常時介護する人が運転する場合	1級から3級までの各級
体幹不自由	障害のある人が運転する場合	1級から3級までの各級および5級
	生計を一にする人または常時介護する人が運転する場合	1級から3級までの各級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級および2級
	移動機能	1級から6級までの各級
心臓機能障害、じん臓機能障害、呼吸器機能障害、ぼうこうまたは直腸機能障害、小腸機能障害		1級および3級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害、肝臓機能障害		1級から3級までの各級

※総合(合併)等級の場合は、障害区分ごとに判断します。例えば、「上下肢6級」であっても、これを個別に判断すると下肢7級・上肢7級となる場合は、減免となりません。

■軽自動車税の税率改正

●原動機付自転車や125cc以上のバイク・小型特殊自動車

平成28年度以降税率が変更になります。(平成27年度から増税の予定が1年延期になりました)

種別		平成27年度以前	平成28年度以降
原動機付自転車	50cc (0.6kw) 以下のもの (ミニカーを除く)	1,000円	2,000円
	90cc (0.8kw) 以下のもの	1,200円	2,000円
	125cc (1kw) 以下のもの	1,600円	2,400円
	ミニカー 20cc (0.25kw) 超 50cc (0.6kw) 以下のもの	2,500円	3,700円
小型特殊自動車	農耕作業用のもの	二輪のもの	1,600円
		四輪のもの	1,000cc 以下のもの
			1,000cc 超のもの
	その他のもの (フォークリフト等)	4,700円	5,900円
二輪の軽自動車	250cc 以下のもの (側車付のものを含む)	2,400円	3,600円
二輪の小型自動車	250cc 超のもの	4,000円	6,000円

■軽自動車 (四輪以上および三輪)

- ①平成27年3月31日以前に初度検査 (新規登録) を受けた車両は、平成27年度以降も改正前の税率のままです。ただし、平成28年度から③に該当し、重課税率になる場合があります。
 - ②平成27年4月1日以降に初度検査 (新規登録) を受けた車両は、平成27年度から改正後の税率になります。
 - ③毎年4月1日現在で初度検査 (新規登録) から13年を経過した車両は、平成28年度から重課税率になります。
- ※ただし、動力源または内燃機関の燃料が、電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電力併用の軽自動車および被けん引車は、重課税率の対象とはなりません。

種別		①平成27年3月以前に初度検査 (新規登録) を受けたもの (改正前税率)	揮発油を内燃機関の燃料とする軽自動車		
			②平成27年4月以後に初度検査 (新規登録) を受けたもの (改正後税率)	③初度検査から13年を経過したもの (重課税率) 平成28年度から	
軽自動車	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物用	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円
	三輪のもの	3,100円	3,900円	4,600円	

●グリーン化特例 (軽課税率)

平成27年4月1日から平成28年3月31日までに初度登録 (新規登録) を受けた四輪以上および三輪の軽自動車に排出ガス性能および燃費性能の優れた環境負荷の少ない車両 (新車に限る) は、平成28年度分限り軽自動車税が軽減されます。

種別		電気軽自動車および天然ガス軽自動車 (平成21年排出ガス規制に適合かつ平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物の排出量が少ないもの) (軽課税率)	揮発油を内燃機関の燃料とする軽自動車		
			平成17年排出ガス規制適合かつ平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ないものうち、乗用は平成32年度燃費基準値より20%以上燃費性能の良いもの、貨物用は平成27年度燃費基準値より35%以上燃費性能の良いもの (軽課税率)	平成17年排出ガス規制適合かつ平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ないものうち、乗用は平成32年度燃費基準を満たすもの、貨物用は平成27年度燃費基準値より15%以上燃費性能の良いもの (軽課税率)	
軽自動車	乗用	自家用	2,700円	5,400円	8,100円
		営業用	1,800円	3,500円	5,200円
	貨物用	自家用	1,300円	2,500円	3,800円
		営業用	1,000円	1,900円	2,900円
	三輪のもの	1,000円	2,000円	3,000円	

総合健診・住民健診 (集団健診)

申し込みが始まります



健康づくり課健康推進係 ☎888-2940

病気の早期発見・早期治療、さらに生活の質を高めるためのライフスタイル改善のきっかけとして、定期的に健康診査を受けることが大切です。年に1回の健康診査を受けて、自分の健康状態を把握することで、健康的な生活習慣を身につけましょう。

健診を受けるには、事前の申し込みが必要です！

今年度医療機関健診や人間ドック・脳ドックを受ける人は、町の集団健診は申し込みできませんのでご注意ください。ただし、医療機関健診やドックで受けられない健診項目については、お問い合わせください。

■申込期間

6月4日(木) 必着

■申込方法

22～23ページの健診項目一覧を参照のうえ、受診する健診項目及び必要事項を25ページの「総合・住民健診、成人健康づくり健診申込用紙」に記入し、①②のいずれかの方法でお申し込みください。

- ① はがきや封筒による郵送での申し込み
- ② 総合保健福祉会館『さわやかセンター』来館による申し込み

※平成28年3月31日までに40歳になる人と、平成28年3月31日時点で41歳以上の人のうち過去2年間に町が実施した特定健診・各種がん検診を受診した人は、健康づくり課が5月下旬に発送する「平成27年度総合健診・住民健診申込用紙」で、申し込むことができます。

■申込先

〒300-0331 阿見町阿見 4671-1
健康づくり課(総合保健福祉会館『さわやかセンター』内)

健診項目一覧

20～39歳の人

●対象年齢は平成28年3月31日までの到達年齢

受診できる健診名	対象年齢	検査内容	自己負担額
成人健康づくり健診	20～39歳	問診・身体計測(腹囲含む)・血圧測定・尿検査・血液検査(脂質・肝機能・血糖・腎機能) ※オプション検査として、健診当日に貧血検査や眼底検査、心電図検査を申し込むことができます。	1,000円

40 歳以上の人

●対象年齢は平成 28 年 3 月 31 日までの到達年齢（後期高齢者健診は除く）

健康診査	対象年齢	検査内容	自己負担額
特定健診 (町国保)	40～74 歳	問診・身体計測（腹囲含む）・血圧測定・尿検査・血液検査 (脂質・肝機能・血糖・腎機能・貧血)・眼底検査・心電図検査	1,300 円
後期高齢者健診	75 歳の誕生日以降（65 歳以上の一部対象者）	問診・身体計測（腹囲含む）・血圧測定・尿検査・血液検査 (脂質・肝機能・血糖・腎機能) ※ 1,300 円をお支払いいただくことで貧血検査・眼底検査・心電図検査のセット検査を追加できます。健診当日にお申込みください。	無料

がん検診	対象年齢	検査内容等	自己負担額
胸部レントゲン検診 (肺がん・結核検診)	40 歳以上	胸部レントゲン検査	300 円
喀痰(かたん)検査	40 歳以上の該当者	喀痰細胞診（痰の検査） ※対象：胸部レントゲン検診を受ける人のうち、『喫煙年数×1 日の本数』が 600 以上の人 ※健診日に痰を取るための容器を配布します。後日、指定された日に容器を提出していただきます	800 円
胃がん検診	40 歳以上	胃レントゲン検査（バリウム検査）	1,100 円
大腸がん検診		免疫便潜血検査（検便 2 日分）	600 円
前立腺(せん)がん検診	50 歳以上	血液検査 ※対象：男性のみ	700 円
肝炎ウイルス検査	40 歳以上の該当者	血液検査（B 型肝炎・C 型肝炎のウイルス検査） ※対象：これまでに肝炎ウイルス検査を受けたことがない人	800 円

健診日程

※希望された日時が定員を超えた場合、ご希望に添えないこともあります。なお、**先着順ではありません**のでご了承ください

A. 総合健診

※ 20～39歳の人と、40歳以上で胃がん検診を受診する人が、お申し込みできます

健診項目：特定健診、後期高齢者、成人健康づくり、胸部レントゲン、**胃がん**、大腸がん、前立腺がん、喀痰、肝炎ウイルス

期 日	会 場	受付時間（各日）
8月26日（水）	総合保健福祉会館『さわやかセンター』	①午前 7時 ～ 7時45分 ②午前 8時 ～ 8時45分 ③午前 9時 ～ 9時45分 ④午前10時 ～ 10時45分
8月27日（木）	本郷ふれあいセンター	
8月28日（金）		
10月 4日（日）	総合保健福祉会館『さわやかセンター』	
10月 7日（水）	かすみ公民館	
10月16日（金）	総合保健福祉会館『さわやかセンター』	
10月19日（月）		
10月20日（火）		
11月 4日（水）		
11月 5日（木）		

B. 住民健診

※ 20～39歳の人と、40歳以上で胃がん検診を受診しない人が、お申し込みできます

健診項目：特定健診、後期高齢者、成人健康づくり、胸部レントゲン、大腸がん、前立腺がん、喀痰、肝炎ウイルス

期 日	会 場	受付時間（各日）
11月 6日（金）	かすみ公民館	①午前9時45分 ～ 11時 ②午後2時 ～ 3時
11月 9日（月）	総合保健福祉会館『さわやかセンター』	
11月20日（金）	午前：舟島ふれあいセンター	
	午後：総合保健福祉会館『さわやかセンター』	
11月24日（火）	総合保健福祉会館『さわやかセンター』	
11月25日（水）		
11月26日（木）	本郷ふれあいセンター	
11月27日（金）		
11月30日（月）	総合保健福祉会館『さわやかセンター』	
12月 1日（火）		
12月 2日（水）	午前：君原公民館	
	午後：総合保健福祉会館『さわやかセンター』	

注意事項

- ▼電話やファックスでの申し込みはできません。
- ▼健診の希望日は、
 - ▽胃がん検診を受ける場合は、A 総合健診の日程から
 - ▽胃がん検診を受けない場合は、B 住民健診の日程から
 } 一日だけ選んでご記入ください。
- ▼総合健診の日程は、胃がん検診を受診される人が優先となります。
- ▼20～39歳までの人は、成人健康づくり健診のみの受診となります。
- ▼社会保険等に加入の人で特定健診を希望する場合
 町の集団健診で特定健診を受診できるか、加入している社会保険の保険者にご確認のうえ、お申し込みください。なお、健診当日は**保険者から発行される特定健診受診券がない場合、特定健診を受診することができませんのでご注意ください。**

申込用紙

総合健診・住民健診、成人健康づくり健診申込用紙		
住所 阿見町		
氏名		性別
生年月日		年齢 歳
平成 28 年 3 月 31 日時点		
① 受診する健診名の左側の空欄に○をつけてください。		
	成人健康づくり健診	20～39歳
	特定健診(町国保)	40～74歳
	後期高齢者健診	75歳の誕生日以降 (65歳以上の一部対象者)
	胃がん検診	40歳以上
	胸部レントゲン検診	
	大腸がん検診	
	前立腺がん検診	50歳以上(男性のみ)
	喀痰検査	40歳以上(該当者のみ)
	肝炎ウイルス検査	
社会保険の人で特定健診を希望する人はこちらに○をつけてください。		
	特定健診 (阿見町国保以外)	40～74歳
② 電話番号と健診の希望日を記入してください。		
電話番号	— —	
健診希望日	なし	あり： 月 日 時

◀コピーしてご利用ください

こんなときには申請を… 国保の給付

国保

お問い合わせは…
国保年金課国保係
☎888-1111(131~133)

国保税 納めて安心 わが家の健康

国 保被保険者(加入者)が医療を受けたとき、次のような場合には、医療機関に支払った医療費の一部が申請により支給されます。

高額療養費

70歳未満の人

一か月の医療費の自己負担額が限度額を超えたとき…同じ人が同じ月内に同一の医療機関で、限度額を超える自己負担額を支払った場合。超えた金額が高額療養費として支給されます

同じ世帯で自己負担額の合計が限度額を超えたとき…

同一世帯で同じ月内に2万1千円(町民税非課税世帯も同額)以上の自己負担額を2回以上支払った場合。それらを合算して限度額を超えた金額が高額療養費として支給されます

同じ世帯で高額療養費の支給を4回以上受けたとき…

一つの世帯で過去12か月以内に4回以上高額療養費の支給を受けた場合。4回目から、支給額が変

わります

自己負担額の計算方法

- ▽月の1日から末日までの1か月(暦月)ごとの受診で計算
- ▽病院・診療所ごとに計算
- ▽一つの病院・診療所でも歯科は別計算。また、外来・入院も別計算
- ▽入院時の食事代や差額ベッド料など、保険診療の対象とならないものは除く

70〜74歳の人

外来(個人単位)の限度額を適用後に入院を含む世帯単位の限度額を適用し、超えた金額が高額療養費として支給されます。入院の場合、医療機関窓口での支払いは左ページの表『外来+入院(世帯単位)』の限度額までとなります。

自己負担額の計算方法

- ▽月の1日から末日までの1か月(暦月)ごとの受診で計算
- ▽外来は個人ごとに集計。入院を含む自己負担限度額は世帯内で70〜74歳の人を合算
- ▽病院・診療所・歯科の区別なく合算
- ▽入院時の食事代や差額ベッド料など、保険診療の対象

とならないものは除く

申請の方法

高額療養費に該当する場合には、診療月の約3か月後に国保年金課から高額療養費申請通知書(はがき)が郵送されます。

この通知書・保険証・印鑑・病院支払い分の領収書(該当診療月分)・金融機関の口座番号の分かる書類(口座振込で支払いとなるため)を持参して所定の期間内に国保年金課またはうずら出張所窓口で手続きをしてください。なお、所定の期間を過ぎても申請はできますが、高額療養費支給申請の通知から2年を経過すると申請できませんのでご注意ください。

医療費が高額なときは 限度額適用認定証

高度な医療を受ける際に保険証と併せて提示することで、一つの医療機関での1か月の支払いが自己負担限度額までとなります。

- ▽交付条件:所得申告がされている・国保税に滞納がない
- ▽必要なもの:申請する人の国保の保険証・印鑑

※別世帯の人が申請する場合は、委任状と代理人の身分証(運転免許証等)も併せて持参してください

※70歳から74歳の住民税課税世帯の人は、「高齢者受給者証」を提示することで限度額の適用が受けられますので、申請は不要です。

※高額な治療が長期間必要なときには、厚生労働大臣が認める特定疾病(先天性血液凝固因子障害の一部:人工透析の必要な慢性じん不全・血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症)に該当する場合は1か月の自己負担限度額は1万円(人工透析が必要な慢性じん不全の場合、70歳未満の※上位所得者は2万円)までとなり、これを超えた分の金額は国保が負担します。この取り扱いを受けるには、「特定疾病療養受療証」(申請により交付)の提示が必要です

※上位所得者とは、同一世帯すべての国保加入者の総所得が600万円超の世帯にいる人を指します

高額療養費の所得区分と自己負担限度額

●70歳未満の人の所得区分

▽ア：同一世帯のすべての国保被保険者の総所得の合計額が901万円を超える世帯にいる人

▽イ：同一世帯のすべての国保被保険者の総所得の合計額が600万超～901万円の世帯にいる人

▽ウ：同一世帯のすべての国保被保険者の総所得の合計額が210万超～600万円の世帯にいる人

▽エ：同一世帯のすべての国保被保険者の総所得の合計額が210万円以下の世帯にいる人

▽オ：住民税が課税されている人がいない世帯の人

※総所得：国保税の算定基礎となる基礎控除後の所得

●70～74歳の人の所得区分

▼現役並み所得者：同一世帯に、住民税課税所得が145万円以上の70歳以上の国保被保険者がいる人。ただし、世帯の70歳以上の国保被保険者の収入合計が2人以上で520万円（1人の場合383万円）未満



の場合は、申請することによって「一般」の区分になります
 ※このほか国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した人がいる場合には、その人も含めて区分の判定をします
 ▼一般：現役並み所得者に該当しない、住民税が課税されている世帯にいる人
 ▼低所得者Ⅱ：同一世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税の世帯にいる人（低所得者Ⅰ以外の人）
 ▼低所得者Ⅰ：同一世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を80万円として計算）を差し引いたときに0円となる世帯にいる人

▼自己負担限度額

70歳未満			
所得区分	所得要件	3回目まで	4回目以降 ※1
ア	901万円超	252,600円+医療費が842,000円を超えた分の1%	140,100円
イ	600万超～901万円以下	167,400円+医療費が558,000円を超えた分の1%	93,000円
ウ	210万超～600万円以下	80,100円+医療費が267,000円を超えた分の1%	44,400円
エ	210万円以下	57,600円	44,400円
オ	住民税非課税	35,400円	24,600円

70～74歳 ※2		
所得区分	外来（個人単位）	外来+入院（世帯単位）
現役並み所得者	44,400円	80,100円+ 医療費が267,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算 （4回目以降：44,400円 ※1）
一般	12,000円	44,400円
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ		15,000円

※1 過去12か月以内に、4回以上高額療養費の支給を受ける場合に、4回目から適用される自己負担限度額

※2 75歳到達月は国保と後期高齢者医療制度の限度額がそれぞれ2分の1ずつとなります

申請はお済みですか？ 学生納付特例制度

国民年金 学生納付特例制度

国保年金課国民年金係 ☎888-1111 (136・137)

『学生納付特例制度』とは

20歳以上の人は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。しかし、学生は一般的に所得が少ないため、国民年金保険料の納付が猶予される『学生納付特例制度』があります。

大学(院)・短大・高等学校・高等専門学校・専修学校・学校教育法で規定される修業年限が1年以上ある各種学校(左記参照)——など(定時制課程、通信課程、一部の海外大学の日本分校を含む)に在学する学生で、本人の所得が一定額(下記参照)以下の人が対象です。

▼各種学校：修業年限が1年以上の課程に在学している人に限ります(私立の各種学校については、都道府県知事の認可を受けた学校に限られます)

申請期間の拡大

平成26年4月から制度改正により申請免除等の遡及が可能な期間が、最大で申請日から2年1か月前までとなります。

所得枠

118万円(本人所得)▼
扶養親族などがある場合：扶養人数×38万円▼
社会保険料控除などがある場合：控除額—がそれぞれ基準額に計算されます。所得基準以下の方が対象です。

申請場所

国保年金課またはうずら出張所で申請できます。申請は毎年必要となります。
※日本年金機構から『学生納付特例申請書(はがき)』が届

持参品

▼学生証(コピー可)または在学期間がわかる在学証明書、年金手帳、印鑑(本人署名の場合不要)
▼本人の所得が町でわからない場合は、前年所得の状況を明らかにすることができ、書類(所得証明書・源泉徴収票・確定申告書など)の写し
▼昨年または今年、会社等を

いている人は、必要事項を記入して返送することにより、申請手続きができます

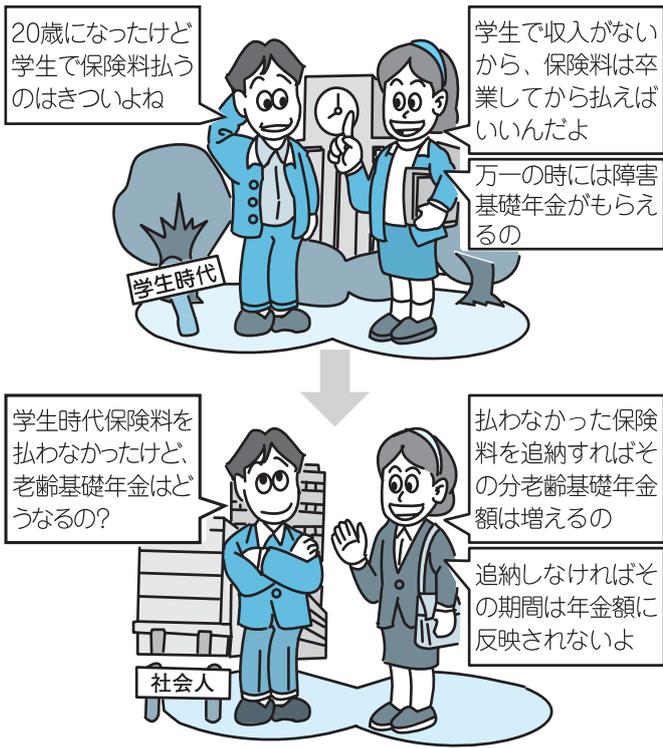
承認されると

申請年度の4月から3月まで保険料の納付が猶予されます。猶予期間は、基礎年金を受給するための資格期間に含まれますが、年金の受給額には反映されません。満額の年金を受給するため、卒業したら保険料を追納(さかのぼって納付)しましょう。

学生納付特例期間中の事故や病気で障害が残った場合や死亡した場合には、一定の要件を満たしていれば障害基礎年金や遺族基礎年金を請求することができます。

土浦年金事務所から

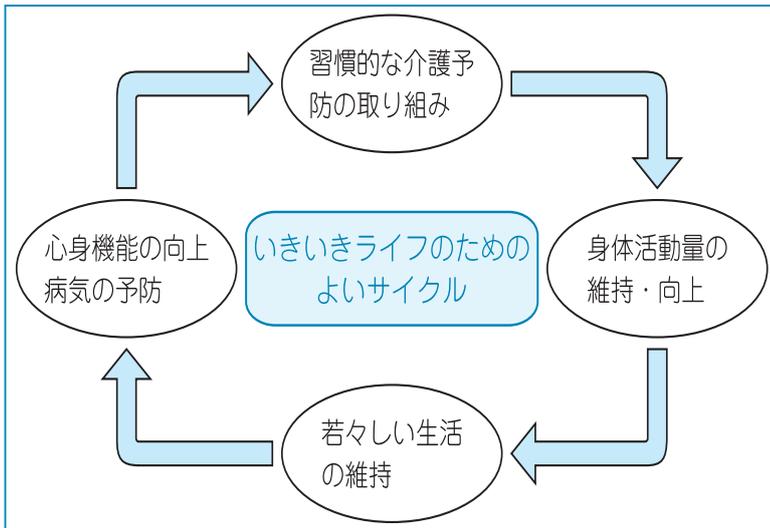
5月の休日開庁日
日時 5月9日(土)午前9時30分～午後4時
問合せ 土浦年金事務所 ☎824-17121



介護予防に取り組み いきいきとした生活を!



社会福祉課介護支援係 ☎888-1111 (164)



介護予防とは、介護が必要な状態になることを未然に防ぐとともに、たとえ介護を受けるようになって、できるだけ身体の機能を維持・向上させる取り組みのことです。高齢になって介護が必要になる原因には病気や老化が関係しています。

生涯にわたってできるだけ自立して、自分らしくいきいきと暮らしていくためには、老化のサインをいち早く見つけることや、左図のように普段から元気でいられるように心がけて生活することが大切です。

町では下記のとおり介護予防教室を開催しています。

●介護予防教室利用の流れ

①チェックリスト(質問票)の送付

65歳以上の要支援・要介護認定を受けていない人に、2年に1度チェックリスト(質問票)を送付します。このチェックリストは全国統一の様式です。 ※今年度は4月下旬に送付しますので、チェックリストのご記入・ご回答をお願いします。

▼対象者:

大正15年4月1日～昭和25年3月31日生れの人

▼対象地区:

▼竹来中学校区 ▼富士団地・中央東・中央西・中央南・中央北・阿見台・中郷西・西郷

②チェックリストの判定結果の送付

回答していただいたチェックリスト(質問票)から、介護予防の必要性を判定します。生活機能の低下がみられ、このままでは将来介護が必要になる可能性がある人と判定された人には、状態に合わせた介護予防教室をお勧めします。

③介護予防教室

介護予防教室は3分野の教室があります。

運動教室	からだの状態に応じて、自宅でもできる体操メニューを一緒に考えます。
お口の健康教室	一人ひとりの状況に合わせて、家庭でもできるお口の体操や清潔を保つ効果的な方法、おいしく食べられる秘訣をご紹介します。
栄養の教室	毎日の食事で気をつけることや、食べやすい食材の選び方、栄養満点なおかずの作り方など、一人ひとりに合ったアドバイスをします。

■教室参加者の声

- ▼戸外を歩く際や、階段を昇るのに、以前より楽になったと思います
- ▼無理なくできるストレッチを教えてもらい、自宅で行うことが習慣づきました
- ▼人との出会いがあり、話すことが楽しく元気をもらった気持ちになりました
- ▼口の渇きが気になっていたけれど、健口体操をやりはじめてすぐに効果がでてきて、口の渇きの悩みが軽くなりました

■問い合わせ

▼町地域包括支援センター(総合保健福祉会館内) ☎887-8124 ▼社会福祉課介護支援係 ☎888-1111 (164)

ごみのポイ捨てや不法投棄をなくしましょう！

町内クリーン作戦

廃棄物対策課 ☎889-0091

町内クリーン作戦の実施

町では、環境美化の推進のために、5月と11月の年2回「町内クリーン作戦」を実施しています。

今年度の第1回「町内クリーン作戦」は、下記のとおり実施しますので、皆さまの積極的な参加をお願いします。当日は行政区長、班長などの指示に従い清掃を行ってください。

▼**期日** 5月31日(日) ※雨天予備日 6月7日(日)

5月は関東地方環境美化運動の一環として5月30日(ごみゼロの日)に近い日曜日に実施しています

▼**作業内容** ▼空き缶・空きビンなどのポイ捨てごみの回収▼ごみ集積所の清掃

▼**その他** ▼開始時間は各行政区によって異なります▼家庭からの一般ごみおよび粗大ごみについては回収しません

▼**平成26年度の実績(2回実施の合計)** ごみの回収量:13.55トン、延べ参加人数:24,424人

家庭用使用済み天ぷら油の回収

町家庭排水浄化推進協議会では、霞ヶ浦の水質浄化のために、「家庭用使用済み天ぷら油の回収」を町内クリーン作戦に合わせて、次のとおり実施します。

皆さまの積極的な参加をお願いします。

▼**期日** 5月31日(日) ※雨天予備日 6月7日(日)

▼**回収手順**

- ① 使用済み天ぷら油の天かすなどを取り除く
- ② 使用済み天ぷら油をペットボトル等に入れる
- ③ 行政区が指定した回収場所に油の入ったペットボトル等を持っていく
- ④ 使用済み天ぷら油を回収缶に移す
- ⑤ 空になったペットボトルは、次回の回収用に使用するが、燃えるごみとして処分してください



▲天ぷら油回収の様子

▼**その他** ▼不純物が多く混入していると、回収できない場合があります▼工業用油は回収しません▼回収した天ぷら油は、にわたりの飼料などに再利用されます

▼**平成26年度の実績(2回実施の合計)** 油の回収量:1,532リットル

住宅用LED照明設置補助金制度が始まりました

町では、照明の省エネルギー化の促進による地球温暖化対策を目的として、住宅用LED照明の購入設置に対し補助金を交付します。補助は一世帯につき1回限りです。

▼**対象者** 世帯主(町に住民登録をしているもしくは住民登録をする見込みであること)

▼**申請条件** 次の全てを満たしていること ①町税を滞納していないこと ②対象者が過去にこの制度の補助を受けていないこと ③この制度の補助によるLED照明が設置されていない住宅であること ④未使用の物かつ固定式の照明であること(イルミネーション・ランタン等は対象外)

▼**補助対象経費** ▼平成27年4月1日以降に町内電気店等から購入設置した住宅用LED照明であり、費用の合計が4,000円以上のもので▼補助金の申請は、領収日から30日以内に行うこと(30日を過ぎた領収書は補助の対象外)

▼**補助額** ①補助率2分の1(補助金の千円未満は切捨て) ②上限2万円

▼**申請方法** 次の①~④を持参のうえ、環境政策課で手続きをしてください

- ①補助金交付申請書(申請時に窓口で記入可)
- ②領収書の写し(4月1日以降のもの)
- ③設置か所の写真(各か所1枚)
- ④印鑑 ※世帯主の金融機関の口座番号がわかるもの

▼**問合せ** 環境政策課 ☎888-1111(116)

予科練平和記念館だより

予科練平和記念館ホームページ：<http://www.town.ami.ibaraki.jp/yokaren/index.html>

予科練平和記念館 ☎891-3344 業務時間：月曜日を除く午前9時～午後5時

企画展『あかとんぼの飛んだ空 海軍の練習機』開催中

阿見の空には『あかとんぼ』と呼ばれる練習機が飛んでいました。

『あかとんぼ』の正式名称は、九三式中間練習機。海軍の中でも最も使用された練習機で、予科練卒業後の飛行練習は、もっぱらこの機体が使用されました。町にあった飛行練習部隊の霞ヶ浦海軍航空隊でも使用されており、空には多くの『あかとんぼ』が編隊を組んで飛んでいました。

今回の展示では、予科練平和記念館に寄贈寄託された九三式中間練習機の実物部品とともに写真や模型も交えて、海軍で使用された練習機の歴史もご紹介します。

- ▼期日：5月31日(日)まで
- ▼時間：午前9時～午後5時(入館は午後4時30分まで)
※月曜日休館。月曜日が祝日の場合は、翌火曜日が休館となります
- ▼場所：予科練平和記念館 20世紀ホール
- ▼観覧料：常設展チケットでご覧いただけます



▲飛行する『あかとんぼ』

文集『(仮称)戦後70周年に思う事』の原稿を募集

予科練平和記念館では、戦後70周年にあたり、町民の皆さまからの原稿を募集します。

戦争を回顧し、平和への願いを綴った原稿を募り、文集として編さんして後世に残すものです。「戦争体験者」「陸海軍関係者」「ご遺族」など、町民の皆さまからのご投稿をお待ちしております。

お預かりした原稿は、平成28年3月に編集製本します。

- ▼原稿枚数：400字詰め原稿用紙4～10枚程度(増減可)。写真添付可
- ▼提出期間：10月31日(土)まで
- ▼提出方法：郵送または直接窓口に提出
- ▼その他：詳細は下記にお問い合わせください
- ▼問合せ：予科練平和記念館 ☎891-3344 (月曜日を除く午前9時～午後5時)

◎学芸員のつぶやき

5月には予科練生の行軍が行われたようです。行軍とは、即ち訓練でした。団体行動の訓練、体力増進などが目的とされましたが、今で言う遠足の意味合いもあったようです。4月からのサイクルを考えると、風薫る5月は何をするにも好季節であったということでしょう。

最近では、霞ヶ浦湖畔を駆けてきたサイクリストたちが、休憩の場として予科練平和記念館によくお立ち寄りくださいます。平和学習の場としてだけでなく、憩いの場としても、お気軽に予科練平和記念館をご利用ください。

まちの できごと

全国小学生バドミントン 選手権大会で3連覇

平成26年12月に新潟県内で開催された「第23回全国小学生バドミントン選手権大会」において、町立吉原小学校6年の宮下彩奈さんと滯奈さん（写真前列左から）の姉妹が優勝し、町長への報告のために来庁しました。今回の優勝で宮下姉妹は、同大会で見事に3連覇を果たしました。

おめでとございます。



2月23日

『下小池景観美化推進委員会』 『県道路里親制度認定』

2月25日、下小池地区の『下小池景観美化推進委員会（会長・山根満氏）』は、県竜ヶ崎土木事務所から県道路里親として認定されました。

また、同推進委員会と県竜ヶ崎土木事務所および町との三者間において道路里親制度に関する協定が締結されました。今後は県・町との協働により、安全で美しい道路環境整備の推進が図られます。



2月25日

東日本大震災追悼 キャンドルナイトinアミ

3月7日、本郷ふれあいセンターにおいて、東日本大震災追悼キャンドルナイトinアミが開催されました。

当日は、町長・町議会議員も来場し、会場全体で約70人も皆さんが参加して、午後5時過ぎから、700本ものキャンドルへの点火、ミュージックベルの演奏、参加者の皆さんが一体となった『やさしい町で』などの合唱を行いました。また、会場における寄せ書きは「大好きいばらき県民会議」に送付し、募金（総額16260円）は「東日本大震災ふくしまこども寄附金」に贈呈されました。



3月7日

茨城かすみ農協から 交通安全帽子寄贈

3月16日、茨城かすみ農業協同組合から、町内小学校の新一年生へ黄色い交通安全帽子が寄贈されました。茨城かすみ農業協同組合は、交通安全帽子を昭和52年度から寄贈していただいております。今回で39年目となります。

帽子は、4月7日に行われた入学式において新一年生に配布されました。

町では、町立小学校に通う1年生から6年生までの児童は黄色い安全帽子を被って登下校しています。寄贈いただいた帽子は、児童の交通安全のため活用させていただきます。ありがとうございます。



3月16日

〈広告欄〉

住まいのことなら 美都住建へ

家が耐震等が心配という方には、当社のホームウェル耐震診断士が無料でアドバイスさせていただきます。

土台と梁、桁、柱を優れた構造用下地材で固定するため応力が分散し、高い安定した構造耐力が得られます！！

●新築住宅に関する事は **美都住建** 検索

建築業知事免許（般-24）第22375号 【本 社】阿見町実穀 1283-10
（株）美都住建 TEL.029-842-7196
 【陶板浴 和】阿見町中央 1-5-32

住まいプロ ホームウェル 美都和

住まいのプロ集団！

日本最大級の住宅設備機・建材メーカー LIXIL が運営する、安心して品質の高いリフォーム加盟店です。全国の厳しい審査に合格した優良工務店が加盟するフランチャイズチェーンです。

おすすめの日1dayリフォーム商品

お風呂、キッチン、洗面、トイレ、玄関、廊下、階段、バルコニー、玄関、廊下、階段、バルコニー、玄関、廊下、階段、バルコニー

茨城県知事免許（4）第5548号
（有）美都ツ和 阿見町中央 1-5-32
 TEL.029-891-2200

町職員人事

4月1日付で、平成27年度町職員の人事異動が発令されました。課長級以上の異動、新規採用職員についてお知らせします。

昇格・人事異動

課長級以上、()内は前職

- 【総務部】▼総務課長青山公雄(議会議務局長)▼秘書課長岡野栄(環境政策課長兼放射能対策室長)▼管財課長黒井寛(情報政策課長)
- ▼交通防災課長兼消防運営管理室長建石智久(交通防災課長)▼情報政策課長遠藤康裕(学校給食センター所長)

- 【町民部】▼町民活動推進課長兼男女共同参画推進室長兼男女共同参画センター所長高須徹(社会福祉課長兼福祉センター所長)▼税務課長菊池彰(学校教育課長)
- 【保健福祉部】▼保健福祉部長飯野利明(総務課長)▼社会福祉課長兼福祉センター所長湯原勝行(町民活動推進課長兼男女共同参画センター所長)▼中郷保育

所長友部恵美子(中郷保育所長兼学校区保育所所長)

【生活産業部】▼環境政策課長兼放射能対策室長柳生典昭(都市施設管理課長)

【都市整備部】▼都市施設管理課長大塚康夫(農業委員兼会務局長)

【教育委員会】▼学校教育課長朝日良一(管財課長)▼学校給食センター所長吉田泰久(情報政策課長補佐兼統計係長)▼指導室長前島清原

【農業委員会】▼農業委員兼事務局長武井浩(秘書課長)

【議会】▼議会議務局長吉田衛(税務課長)

新規採用

- ▼企画財政課宮本由美子
- ▼税務課齋藤奈津美
- ▼収納課須原和俊
- ▼社会福祉課山崎真紀子
- ▼南平台保育所高橋信哉
- ▼国保年金課下村友夏
- ▼健康づくり課鈴木智
- ▼農業振興課山倉朋之
- ▼農業振興課小林里佳
- ▼商工観光課高橋大輔
- ▼学校教育課鈴木菜々

お知らせ

Information

「緑のカーテン講習会」参加者募集

「緑のカーテン講習会」の参加者を募集します。

- ▼期日 5月30日(土)
- ▼時間 午前10時～正午
- ▼集合場所 中央公民館1階多目的室
- ▼講師 高津勇氏
- ▼募集人数 30人(定員で締切)
- ▼参加料 無料
- ▼申込期間 5月11日(月)～22日(金) ※土・日を除く
- ▼申込方法 電話または直接左記に申し込む
- ▼その他 参加者には苗をプレゼントします。ビニール袋を持参してください
- ▼問合せ 環境政策課 ☎888-1111 (117)

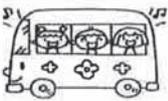
- ▼場所 かすみ公民館会議室
- ▼対象 15歳から39歳の本人およびその家族
- ▼参加料 無料
- ▼申込方法 電話・ファクシミリ・メールのいずれかで左記に申し込む
- ▼その他 要事前予約
- ▼問合せ いばらぎ県南若者サポートステーション(一般社団法人アイケイツクば) ☎893-33380 FAX 893-3381 ▼Eメール: info@sapsute-tsukuba.jp

オレンジカフェ開設

認知症の人と介護家族が、ゆつくり穏やかに過ごせる場、仲間と一緒に安心できる場、気軽に相談できる場で楽しく語り合いましょう。

- ▼期日 5月21日(木) ※毎月第3木曜日に開設
- ▼時間 午後1時30分～3時30分
- ▼場所 福祉センターまほろば
- ▼対象 認知症の人・介護者地域にお住まいの人ほか
- ▼問合せ 阿見町オレンジの会 ☎887-7486

〈広告欄〉



阿見みどり幼稚園

5月～7月で3～4回位予定!
参加費用は無料です。



< 未就園児教室募集のご案内 >

来年就園予定の年少・3才児(H24.4.2～25.4.1生)

年中・4才児(H23.4.2～24.4.1生)

☆みどり幼稚園で先生やお友達と楽しく過ごしましょう!

*お問い合わせいただいた方にはご案内状を送付致します。

★阿見町鈴木 25-10 ☎887-7471★

お知らせ

Information

健康づくり課から

『運動普及推進員養成講習会』

受講者募集(無料)

運動習慣づくりは生活習慣病や介護予防にとっても大切です。町では、運動普及推進員の養成講習会の開催にあたり、地域やイベントなどで健康づくりの運動を広めるボランティア活動ができる、元気な人を募集します。

▼期日 6月5日・12日・26日・7月3日・10日・17日・24日の金曜日 合計7回

▼時間 午後1時～3時30分

▼場所 総合保健福祉会館『さわやかセンター』

▼内容 健康づくりのための運動に関する講話と実技

▼講師 健康運動指導士

▼対象 次のすべてを満たす人

▼町内在住である

▼運動を通して健康づくりに関心がある

▼修了後は、運動普及推進員としてボランティア活動ができる

▼原則として全日程に参加できる

▼募集人数 20人(申込多数の場合は抽選)

▼申込期間 5月15日(金)まで

※土・日・祝日を除く

▼申込方法 電話または直接左記に申し込む

『健康美人になる体操教室』

参加者募集(無料)

▼日時 6月3日・17日・7月1日・15日の水曜日、午後6時30分～8時(全4回)

▼内容 ストレッチ、美しい姿勢をつくる体幹ももの体操、尿もれを予防する骨盤周りの体操、肩こり予防の体操

▼講師 町理学療法士

▼対象 町内に居住する65歳未満の女性

▼募集人数 20人(申込多数の場合は抽選)

▼申込期間 5月15日(金)まで

※土・日・祝日を除く

▼場所 かすみ公民館

▼申込方法 電話または直接左記に申し込む

『食生活改善推進員養成講習会』

受講者募集(無料)

健康でいきいきとした毎日を過ごすために、正しい食生活はすべての世代にとっても大切です。町では、食生活改善

推進員の養成講習会の開催にあたり、地域やイベントなどでボランティア活動ができる人を募集します。

▼期日 6月19日(金)・7月29日(水)・8月20日(木)・9月25日(金)・10月27日(火)・11月19日(木)・12月16日(水)・平成28年1月28日(木) 合計8回

▼時間 午前9時30分～午後1時

▼場所 総合保健福祉会館『さわやかセンター』

▼内容 食生活や運動に関する講話や調理実習・運動実技

▼対象 次のすべてを満たす人

▼20歳～おおむね65歳くらい

▼町内在住である

▼食生活について強い関心がある

▼修了後は、食生活改善推進員としてボランティア活動ができる

▼全日程8回のうち5回以上出席できる

※以前に養成講習会を修了したことのある人は除く

▼募集人数 15人(申込多数の場合は抽選)

▼申込期間 5月29日(金)まで

※土・日・祝日を除く

▼申込方法 電話または直接左記に申し込む

▼親子相談ルーム『くれよん』実施
お子さんのことで『気になること』や『心配なこと』がありませんか? 未就学のお子さんの発達についての不安(言葉が遅い・活発すぎて困っている・

お友達と上手に遊べないなど)や関わり方などについて、心理相談員・保健師が個別相談に応じます。

親子相談ルーム『くれよん』は個別相談のため、事前に左記にお問い合わせください。

▼場所 総合保健福祉会館『さわやかセンター』

▼申込方法 電話または直接左記に申し込む

●問合せ 健康づくり課(総合保健福祉会館内) ☎8888-2940

▼問合せ 健康づくり課(総合保健福祉会館内) ☎8888-2940

■国家公務員採用試験

人事院は平成27年度中に次の採用試験を行います。受験案内等は人事院関東事務局までお問い合わせください。

▼一般職試験(高卒者試験)・一般職試験(社会人試験(係員級))

▼受付期間

▼インターネット…6月22日(月)～7月1日(水)

▼郵送・持参…6月22日(月)～6月24日(水)

▼第1次試験…9月6日(日)

▼その他 試験の申込はインターネットにより行ってください

▼ホームページ <http://jinji.go.jp/saiyo/saiyohm>

▼問合せ 人事院関東事務局 ☎048-740-2006

048-740-2006

〈広告欄〉

介護用品・福祉用具のレンタル、販売

高齢者向け住宅改修工事請負

株式会社 樹里 介護事業部

〒300-0333 阿見町若栗1766-3
TEL:887-3421 FAX:887-3422

介護保険指定事業者番号 0873800502

当社の福祉用具専門相談員がお客様のご質問、ご相談に応じます。



想い伝える贈りもの

サライ館 阿見中央店

TEL:840-2438

「樹里」店内に併設

家具の店 **樹里**

TEL:887-3421

一般家庭用家具からオーダー家具まで

町内産農産物の放射能測定結果

町内産農産物について、『食品放射能測定システム』により放射性物質の測定を無料で行っています。3月の測定結果(合計2検体)については、左記のとおりです。なお、()内数字は、測定検体数を表します。

▼不検出 無し

▼基準値内のももの タケノコ (2)

▼基準値を超えたもの 無し

※「不検出」とは、「検出限界値」未満であることを表し、おおむね25ベクレル毎キログラムになります

※「新基準値」…穀類・肉・魚・野菜などの『一般食品』は100ベクレル毎キログラムです

▼食品放射能測定の方法
電話または直接左記に申し込む。測定料金は無料。

▼問合せ 農業振興課 ☎888-1111(183)

町シルバー人材センターから

●入会説明会開催 当センターの趣旨に賛同し、健康で働く意欲のある町内在住の60歳以上の人が対象(入会承認制)

▼期日 5月7日(木)

▼時間 午前10時～正午

▼場所 町シルバー人材センター

1(総合保健福祉会館『さわやかセンター』別館)

「マイホームのミニ営繕」引き受けます

マイホームの床の補修、軽易な大工仕事、ふすま・障子・網戸の張り替え、家の雑役、庭木のせん定、草刈り、草取りなどを行います

▼問合せ (公社)町シルバー人材センター ☎888-12036

陸上自衛隊から

①「霞ヶ浦駐屯地開設62周年・関東補給処創立17周年記念行事」開催

▼期日 5月17日(日)

▼時間 午前9時～午後4時

▼場所 陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地(土浦市右柳)

▼内容 ▼記念式典▼儀仗ドリル▼観閲行進▼観閲飛行▼トルッコ列車▼野外ミニコンサート▼装備品展示▼展示飛行▼ヘリ地上滑走試乗▼装備品(戦車)試乗▼警備犬展示

▼その他 一般開放の時間、もしくはイベントの一部を変更する場合があります

②霞ヶ浦飛行場「夜間飛行訓練」

ヘリコプター3～4機による標記訓練を行います

▼日時 5月19日(火)～20日

(水)日没から約3時間以内

(各機2時間基準)

▼問合せ ①陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地広報班 ☎842-1211(2218) ②陸上自衛隊航空学校霞ヶ浦校総務課 ☎842-11211(3420)

看護の心をみんなの心に

県立医療大学付属病院では、『看護の日』に合わせてイベントを行います。

▼期日 5月15日(金)

▼時間 午前10時～午後3時

▼場所 県立医療大学付属病院 外来エントランスホール1階

▼内容 血圧測定・健康に関する展示 摂食えん下相談・アロマオイルハンドマッサージ体験—など

▼問合せ 県立医療大学付属病院看護週間実行委員会 ☎888-92200

県立土浦産業技術専門学院スキルアップ短期講座

▼期日 5月30日(土)、6月6日(土)の2日間

▼時間 午前9時～午後4時

▼場所 県立土浦産業技術専門学院(土浦市中村西根)

▼内容 機械製図の基本と規約の理解

▼定員 15人

▼受講料 2980円

体協だより

「合気道教室」参加者募集

合気道に興味のある人、初心者大歓迎です。

▼期日 6月2・5・9・12・16・19・23・26・30日、7月3日の毎週火・金曜日(全10回)

▼時間 午後7時～8時

▼場所 竹来中学校柔道場

▼指導者 町体育協会合気道部

▼募集人数 10人

▼参加料 ▼大人:1850円 ▼小人:800円 ※傷害保険料として

▼その他 運動できる服装(ジヤージ等)でお越しください

▼問合せ 町体育協会事務局 (生涯学習課内) ☎888-2526

▼申込期間 4月27日(月)必着
▼申込方法 講座名・氏名・住所・電話番号・年齢・職業(会社名)を記入し、往復はがきまたはインターネットで左記に申し込む
▼問合せ 〒300-0084 9 土浦市中村西根番外50 県立土浦産業技術専門学院 ☎84-113551 ▼ホームページ: <http://www.t-gakuin.ac.jp/>

〈広告欄〉

広報あみに広告を掲載しませんか?

広告募集中

町ホームページへのバナー広告もあわせて募集中
問い合わせ 商工観光課 ☎888-1111(172)

相続(登記・遺言・相続放棄)・不動産登記(抵当権抹消・贈与)・債務整理

阿見町役場 阿見小学校 茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目4番8号 神林ビル202号室
あみ司法書士事務所
〒300-0084 9 土浦市中村西根番外50 県立土浦産業技術専門学院
TEL 029-804-0382
E-mail:ami-shihousyoshi@jcom.zaq.ne.jp
(平日AM9:00～PM6:00)
* 上記以外の時間帯・土日祝日も対応致します。
・面談には事前の予約が必要です。

●防災行政無線フリーダイヤル●

防災行政無線で放送された内容は、下記のフリーダイヤルの電話でも確認することができます。(通話料は無料です)

0120-131-813

●定例相談●

人権相談／行政相談

日 時 5月7日(木) 午前10時～午後3時
場 所 総合保健福祉会館2階大会議室A
問い合わせ 総務課 ☎ 888-1111(215)

子育て相談

電話・来所相談 月～金曜日 午前9時～午後4時
場 所 中郷保育所内
訪問相談 随時受付
問い合わせ 地域子育て支援センター ☎ 891-2772

教育相談

日 時 火～金曜日 午前9時～午後3時
場 所 図書館となり
問い合わせ 教育相談センター ☎ 888-1225

心配ごと相談

日 時 水曜日 午後1時～4時
弁護士相談 月1回午後1時～3時30分(毎週水曜日の心配ごと相談にて要予約)
場 所 総合保健福祉会館相談室
問い合わせ 町社会福祉協議会 ☎ 887-0084

高齢者総合相談

日 時 月～金曜日 午前8時30分～午後5時30分
場 所 町社会福祉協議会内
問い合わせ 町地域包括支援センター ☎ 887-8124

消費者相談

日 時 月～金曜日 午前9時～正午、午後1時～4時
場 所 役場1階町消費生活センター
問い合わせ 町消費生活センター ☎ 888-1871

交通事故相談

日 時 月～金曜日、午前9時～正午、午後1時～4時45分
弁護士相談 水曜日 午後1時～4時[要予約]
場 所 県土浦合同庁舎
問い合わせ 県南地方交通事故相談所 ☎ 823-1123

役場開庁時間(土・日・祝日・年末年始を除く)

午前8時30分～午後5時15分

※日曜開庁あり(『広報あみ』お知らせ版参照)

●公共機関電話番号●

うずら出張所
☎ 841-1167

健康づくり課
☎ 888-2940

障害福祉課
☎ 888-2943

福祉センターまほろば
☎ 887-3969

地域子育て支援センター
☎ 891-2772

阿見消防署
☎ 887-0119

火災情報案内
☎ 887-2600

上下水道課
☎ 889-5151

霞クリーンセンター
☎ 889-0091

中央公民館
☎ 888-2526

君原公民館
☎ 889-1363

かすみ公民館
☎ 888-8111

本郷ふれあいセンター
☎ 830-5100

舟島ふれあいセンター
☎ 840-2761

図書館
☎ 887-6331

総合運動公園
☎ 889-2788

教育相談センター
☎ 888-1225

町民活動センター
☎ 888-2051

町男女共同参画センター
☎ 896-3181

消費生活センター
☎ 888-1871

町民ダイヤル(休日当番医
・定例相談等のテレホンサ
ービス) ☎ 887-6600

●人口と世帯●

- 総人口 48,007人 (- 39) ▽4月1日現在
- 男性 23,817人 (± 0) ▽常住人口ベース
- 女性 24,190人 (- 39) ▽()内は前月比
- 世帯数 19,013世帯 (+ 48) ▽情報政策課調べ

4月の納税等

固定資産税(1期)
介護保険料(1期)
納期限 4月30日(木)

5月の納税等

軽自動車税(全期)
納期限 6月1日(月)

※納期限後に納付される場合、納付までの日数により延滞金がかかります

救急車出動状況 3月(年累計)

阿見消防署管内調べ	急病	100件(298)
出場件数 161件(478)	交通事故	20件(65)
	一般負傷	23件(63)
※救急車の適正な利用を お願いします		その他 18件(52)
		合計 161件(478)

『広報あみ』は、毎月第2・4(12月は第3)金曜日発行です。下記公共施設等にも備えてありますので、ご利用ください。

▼公共施設:役場1階北側玄関、仮設庁舎1階、役場2階秘書課、うずら出張所、総合保健福祉会館『さわやかセンター』、中央・かすみ・君原の各公民館、本郷・舟島の各ふれあいセンター、予科練平和記念館、町民活動センター

▼その他の施設:阿見・中央一・阿見原・青宿・実穀・君原の各郵便局、常陽銀行阿見・荒川沖東の各支店、筑波銀行阿見・荒川本郷の各支店、水戸信用金庫阿見支店、茨城県信用組合阿見支店